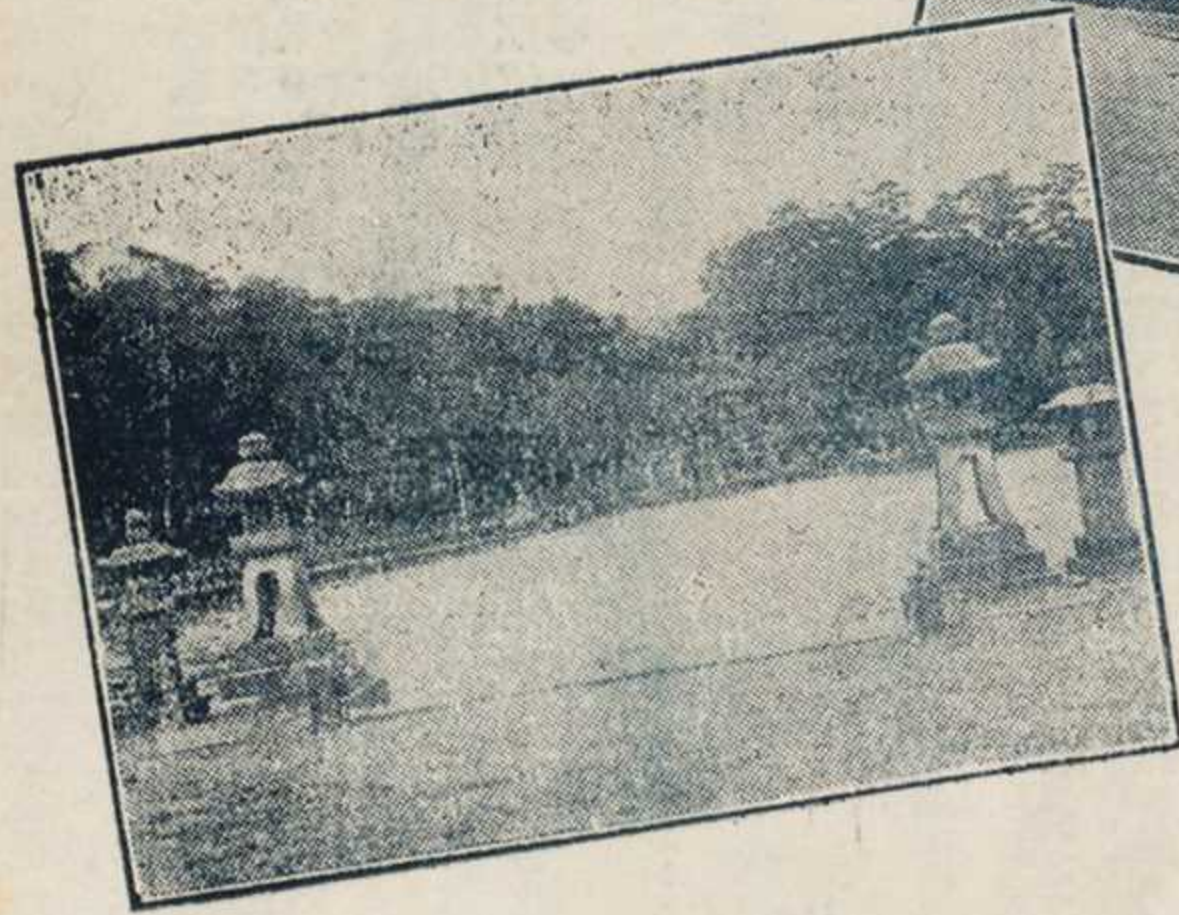
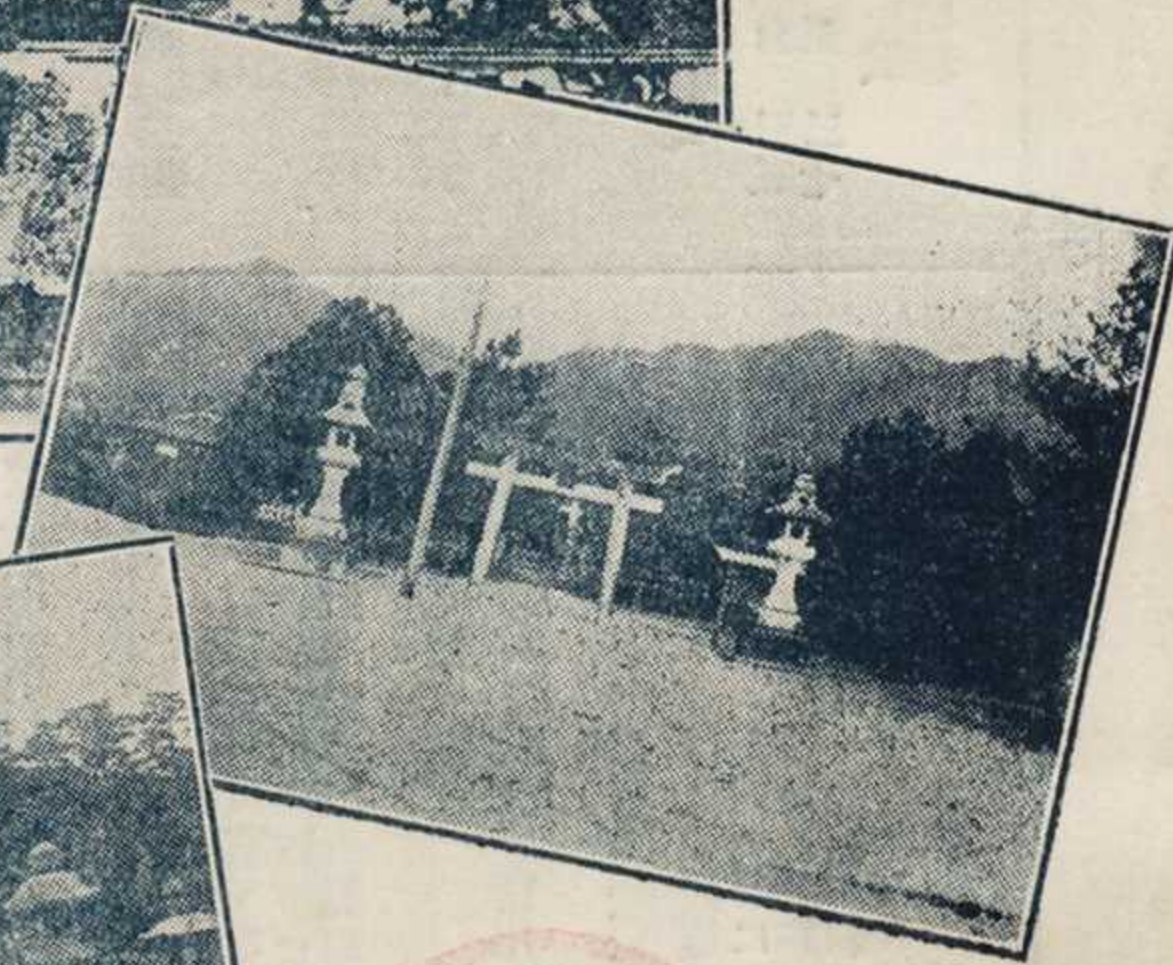
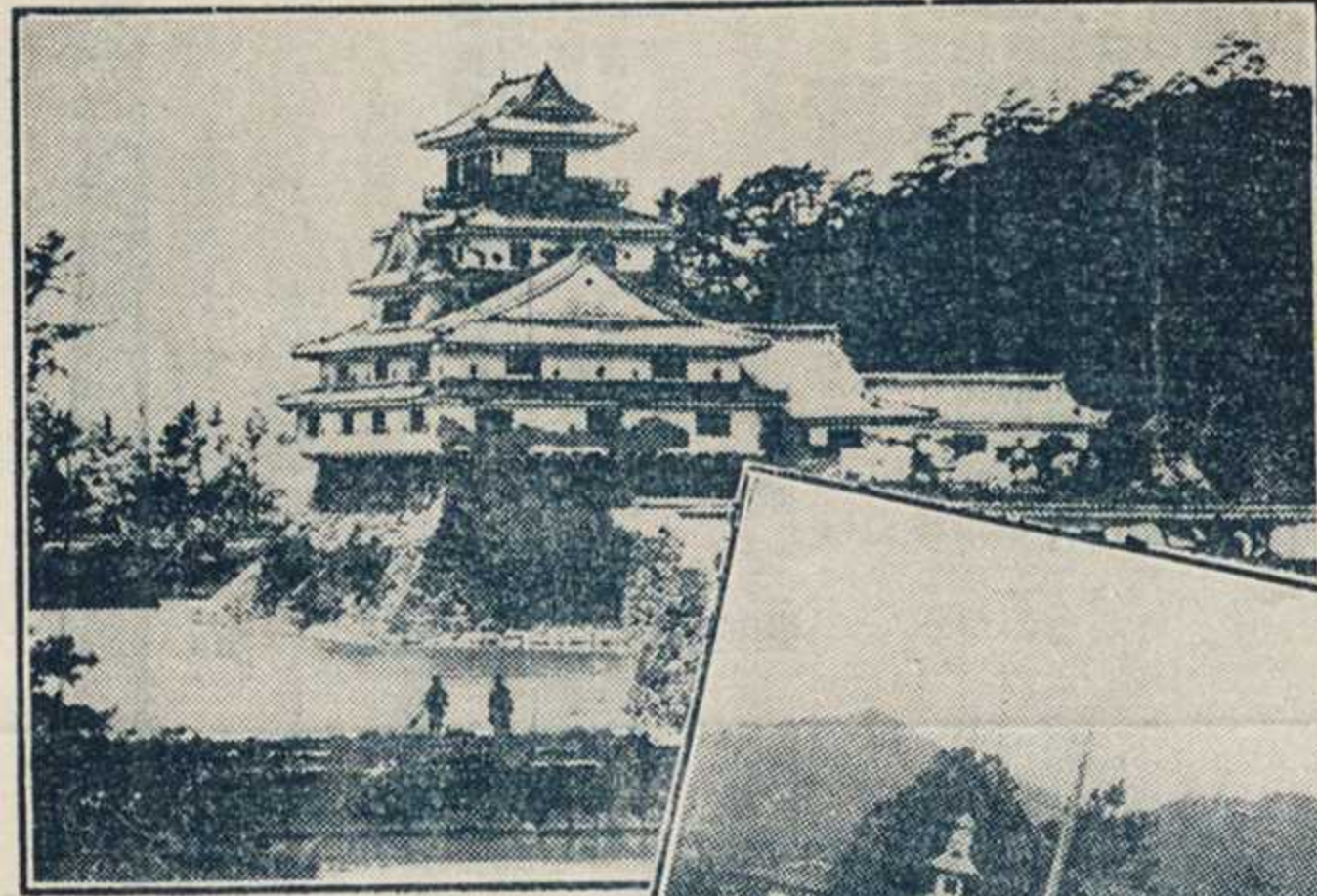


# 報月萩

號五拾第



號月六年四和昭

行發町萩縣口山

# 目次

庶般行政 行啓記念日に就て 第四回繼續町會 本町各種委員會の開催 任及辭令事務研究會 至自 五一	旗 表彰 至自 五	學 表 至自 一四六	產 業 至自 三四	財政經濟 至自 三七	
軍 三年度中納稅成績 昭和四年度四月分納稅成績 至自 四一七	通 信 至自 四二	社 會 至自 四四	衛 生 至自 四七	人 事 至自 五〇	雜 事 至自 五二

## 庶般行政



### 行啓記念日に就て

五月三十日は萩町の行啓記念日に當れるを以て町内六千七百戸に對し左記のポスターを配付し尊王精神の喚起に資することとせり。

今上陛下東宮にお在りなしまして過る大正十五年五月三十日日本町に行啓あらせられました。鶴駕の轢るところ山河肅として容を改め玉歩の駐まるところ草木欣として色を鮮かにす吾々町民は此の空前の盛事に遇ひ目前に御英姿を拜し奉りまして無限の光榮に輝き絶大の歡喜に満ちました。畏くも風土民俗の御視察に教育産業の御奨勵に特に我萩町に於ては維新史蹟の御巡覽自然物の御探究等其の御盛徳と御精勵の尊きに至りては洵に敬仰恐懼に堪へなかつたのであります。仁恩は枯骨に徹し慈徳は蟲魚に及ぶ此の歡喜此の

### 行啓記念日の行事

- 一、三十日午前六時煙火三發を打揚ぐる。
- 一、當日各戸國旗を掲揚すること。
- 一、各神社に於ては記念祭を執行すること。
- 一、町民一般は當日隨意に最寄神社に參拜すべきこと。
- 一、町民一般は萩町御著の時刻(午後零時三十分)に「サイレン」を合圖に東方を遙拜すべきこと。
- 一、各學校に於ては記念講話其の他其の校選定の

感激を永遠に傳へ淬礪の誠を盡し傳統的尊王精神を以て萬邦無比の皇室を欽仰し聖恩の萬一に答へ奉らねばなりません。

茲に於て萩町は此の思ひ出多き行啓記念日の行事を次の如く定めることに致しました、恰も本年は滿三年に相當しますから皆さんは行啓當日の氣分になつて此の日を迎へて戴きたいのであります。

行事を行ふこと。

昭和四年五月廿五日

萩町

◎第四回繼續町會

五月二日午後二時より第四回繼續町會の議題となれる萩小郡間鐵道萩町内連絡驛決定の件に付全議員の協議會を催し午後四時三十分より本會議を開き萩小郡間鐵道は東萩驛を起点とし萩驛玉江驛を経て小郡驛に至るべく町長より請願することとし満場一致を以て可決同五時閉會せり  
因に本日の會議は未曾有の緊張味を見はし傍聽人二百數十名の多きに及び

の件に付都市計劃調査委員會開催  
十二日 午前十時より府縣道田万崎萩線道路敷地の件に付都市計劃委員會開催  
十四日 午後二時より特別稅戶數割賦課方法の件に付財政調査委員會開催

◎萩町辭令

任萩町立魚市場書記補 (五月二日付) 米原 斌  
越ヶ濱簡易水道監視員を命ず (三月三十一日) 野村 茂吉  
萩町立工業傳習所技手を囑託す (五月十六日) 村木 芳一

◎萩町消防手任免

一日 午後一時半より萩小郡間鐵道萩町内連絡驛のことに關し都市計劃調査委員會開催  
四日 午後一時半より府縣道田万崎萩線道路改修

萩消防組消防手中左の通任免ありたり  
免第二部 小頭 東田町 佐伯 靜馬  
(五月三十一日付)

◎叙任及辭令

京都府書記官 田中 英  
山口縣書記官 土居 章平  
補學務部長 武波 普一  
衛生技師 山口縣衛生技手に補す  
龍田艦長兼出雲艦長海軍大佐 山本 松四(萩町出身)  
補八雲艦長 川内艦長海軍大佐 和田 專三(萩町出身)  
補長鯨艦長 正五位勳三等功五級陸軍少將 瀧原 三郎(萩町出身)  
叙從四位 正六位勳六等 河内 才三  
叙從五位 京城大學助教授 兒玉 才三(萩町出身)  
叙從六位 地方農林技師 森 榮三郎

山口縣農林技師に補す

地方事務官 菊地 璋三(本縣事務官)  
同 玉置 一  
(萩町出身和歌山縣事務官)

陸叙高等官五等(各通) 長門分隊長海軍大尉 藤村 正亮(萩町出身)  
横須賀鎮守府附被仰付 正五位勳四等功五級陸軍歩兵大佐 嘉村 達次郎  
(山口第四十二聯隊長)

叙勳三等授瑞寶章 營林署技師 池田 一弼  
(山口營林署長)

任營林署技師 叙高等官七等 營林署技師 池田 一弼  
高鍋營林署長を命ず

◎ 事務研究会

- ◎五月五日午後二時より廳内に於て林町長を坐長とし岡收入役以下會計吏員並萩魚市場當該吏員と共に會計に關する諸法規其の他事務の取扱方に付研究會を開催せり
- ◎五月十一日午後二時より廳内に於て林町長を坐長とし吏員一同と共に地方制度に關する諸法規の研究會を開催せり
- ◎五月十八日午後二時より廳内に於て林町長を坐長とし吏員一同と共に前回に引續き地方制度に關する法規の研究會を開催せり

□ 四月中發令の主要法規 □

◎ 國の法規

- 一、法制審議會官制(五月十一日勅令第百十八號)
- 一、米穀調査官制(五月二十一日勅令第百二十七號別に掲ぐ)

- 一、陸軍軍用動物檢疫規則(五月三十日陸軍省令第十號)
- 一、朝鮮博覽會規則(三月二十九日朝鮮總督府告示第百十一號)

◎ 縣の法規

- 一、農業調査施行手續(五月十七日山口縣訓令第十八號)
- 一、米麥獎勵品種調査委員會規程(五月二十四日山口縣告示第四百三十四號)

◎ 萩町告示の主なるもの

- 五月中萩町告示の主なるもの左の如し
- 一、印紙稅集合檢査に關する件
- 一、蕪賣買取締規則に關する件

◎ 米穀調査會官制

(五月二十二日勅令第百二十七號)

- 第一條 米穀調査會は内閣總理大臣の監督に屬し關係各大臣の諮問に應じて米穀政策に關する重要事項を調査審議す

項を調査審議す

調査會は前項の事項に付關係各大臣に建議することを得

第二條 調査會は會長一人副會長二人及委員三十五人以内を以て之を組織す

特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得

第三條 會長は内閣總理大臣を以て之に充つ副會長は農林大臣及大藏大臣を以て之に充つ

委員及臨時委員は内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず

第四條 會長は會務を總理す

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは内閣總理大臣の指名する副會長其の職務を代理す

第五條 調査會に幹事を置く内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず

幹事は上司の指揮を承け庶務を整理す

第六條 調査會に書記を置く内閣に於て之を命ず書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附則  
本令は公布の日より之を施行す

旌 表

◎ 表 彰

萩町阿武庶務課長は五月十日室積町に開催の山口縣町村長會總會に於て二十箇年勤績者として表彰狀並

記念品を授與せられたり

# 學 事

## ◎萩町學事の狀況

昭和三年度中に於ける萩町學事の概要左の如し

### 一、管内學事の狀況

#### (一)各小學校

管内六小學校は各其の通學區域の中央に在り其の學級編制は前年度に比し椿西小學校に一學級を増加したるのみなり大正十五年四月小學校令中一部改正の主旨に顧み手工、圖書、農業、水産、家事等の加設科目に付ては兒童の趣味、發明心を促進し勤勞の良習を養正助長して家庭の副業心を旺盛ならしむる等漸次其の效果現はれつゝあり

木間小學校の建築繼續費工事は本年度を以て終了し校舎建坪百五十坪を竣成し椿東、椿西及白水の各小學校に在りては鐵筋コンクリー

ト建奉安庫各一棟を建設せり

其の他各小學校を通し教授用具類及圖書類を整備し其の内容の充實改善等遺憾なきを期するの外教員を縣内及他府縣に派遣して學事狀況を視察せしめ又は進んで學術講習會等に出席方を獎勵し其の修養と向上發展を促進せしめたり

授業料は前年度通高等科に限り一人一箇月金參拾錢を徴收せり但し一家族中二人以上在學する者に在りては一人を定額とし其の他を定額の半額とす

教員の需要供給は大體圓滑に行はれ俸給の義務支出額は昭和三年十一月迄本科正教員月額金五十八圓なりしを同年十二月より月額金五十九圓に増額し専科正教員は月額金四十六圓補助教員は月額五十六圓にして前年度と差異

無し其の他校長住宅を設備し又は教員住宅料を支給し其の待遇方法に留意しつゝあり

#### (二)學齡兒童

一般に教育思想普及し兒童の就學に關しては保護者の留意徹底し病氣、癱疾を除くの外未就學兒童皆無の状態に在り其の他隨時の入退學兒童に付ては小學校と連絡を執り遺漏なき様留意すると雖保護者にして往々無届の儘他市町村に轉住し又は行衛不明の者を生ずることあり之が防止に付ては區長役場を通して注意を喚起し一面保護者會を開催して無届者なきことに努めつゝあり

就學督勵に關しては區長役場をして學齡兒童を調査せしめ保護者に對し就學の注意を與へ貧困の爲就學及出席困難なる者には萩町學齡兒童就學及出席獎勵規程に依り保護援助を與へ相當効果を擧げつゝあり

#### (三)萩商業學校

大正六年三月三十一日の設立認可に係り爾來十二ヶ年を閲みし生徒定數五百名に對する教

室其の他の設備略完了せり

訓育は十八名の教員之を擔任し近時一般に學生の風紀弛廢し浮華放縱に流れ易く特に長上に對し尊敬服從の念薄き感あるに鑑み本校生徒をして堅實剛健の氣風を涵養せしめんが爲先づ外形より之を矯正し漸次其の心情に及ぼさむとし主力を生徒服装の端正と敬禮嚴守の二点に注ぎ之を端緒として全般の訓育徹底に努めたる結果一般の風紀著しく良好と爲れり

入學志願者は前年度末の昭和三年三月に比し稍減少するも一般の趨勢より見れば其の成績必ずしも不良なるに非ず昭和三年三月の應募者一六五名に對し入學を許可したる者九十名昭和四年三月の應募者一四一名に對し同上九十四名なり

卒業生の就職狀況は一般財界の不況に拘らず左の成績を得概して良好なり

- 商店 二〇 會社 一一 銀行 七 官廳
- 二 進學 二 自家營業 七 其の他 三
- 計五二名

繼續事業とせる校舎の増築工事の内本年度に於て生徒控所三十坪便所六坪の擴張工事を施し其の全部を完了せり

學校教練に關しては銳意之が充實と改善とを期し教練用具の備付、野外教練及行軍等を實施せり普通學科に關しては其の充實改善を期せむが爲圖書類、教辨材料の購入及施設の完成を期し其の内容と共に教授法に改善を加へ殊に生徒の思想善導に留意する爲教員を縣内及他府縣に派遣して學事視察を爲さしめたり

(四)私立萩修善女學校

本校は町の中央に位し之が維持經營は財團法人萩婦人會基本金の利子、山口縣助成金、萩町其の他團體の補助金及臨時寄附金等を以て經費に充つることとせり

授業是としては教育に關する勅語の御聖旨を奉戴し忠孝の大義を辨へ實踐躬行の人たらしむべく又至誠以て事に當り溫良貞淑の美德を養成して意思を鞏固にし是非の別を明かならしめ専ら技藝の熟達に努め家庭に在りては實

務を執り變に處して獨立生活を爲し得るの人たるべきを要旨と爲し傍ら眞俗二諦の教義に依り生徒をして萩婦人會員たらしめ毎月一回西本願寺萩別院に參集し或は毎月三回同校に於て講師の訓話を聽講せしむ又裁縫の時間を多くして技能の練達を圖り通俗的に家庭向の堅實なる婦女子を養成するの主旨貫徹を期せり教員生徒とも悉く地方の出身者なるを以て師弟の關係圓滿なり

(五)幼稚園

私立双葉幼稚園は入園兒童一三四名保母三名を有し近時著々其の内容を充實し且つ保育狀況漸次良好に向ひ入園希望者亦逐年増加しつゝあり

(六)學校衛生

學校衛生對小學校兒童保健のことは最も密接なる關係を有するを以て之が施設の實行に留意し各校共時々大掃除及校舎内外の清潔方法を施行し學校醫をして「トラホーム」患者の絶滅を期せしめ又は教員自ら家庭訪問を行ひ兒

童の保健を促しつゝあり時に本年度より試験的に明倫小學校に學校看護婦を置き急病者又は負傷兒童の應急手當等を行はしめたる結果良好の成績を擧ぐるに至れり其の他各校共教員をして兒童救護班を組織せしめ或は少年赤十字團を組織して日常の災害急病者に對する應急救護に任せしむる等注意を拂ひつゝあり

(七)青年訓練所

各小學校及青年團幹部其の他關係者と共に之が趣旨の徹底を期し漸次其の効果を現はし相當の入所者あるも職業關係等の爲未だ入所し得ざる者少しとせず

明倫青年訓練所に在りては郵便局、自動車會社等多數の青年を役するものに對し特別班を設け之が大成に努め又山田青年訓練所の如き大部分遠洋出漁者の部落を有するものに在りては漁業者の歸郷時期を待ちて特別訓練を行ふ等相當努力を拂ひ其の成績亦見るべきものあり

(八)社會教育

圖書館……前年迄は管内五小學校にのみ併置せしを昭和三年十二月經費三百九十圓を以て木間小學校に木間圖書館を併置し同月二十日より開館せり各圖書館を通し閱覽者の大部分は小學校兒童にして就中明倫、椿東、木間の三館の如きは一般の閱覽者亦相當あり是等兒童の讀物は少年少女に關する月刊雜誌、學科參考書を主とし一般閱覽者に在りては文學雜誌、實業に關する雜誌、講談、紀行文及隨筆等大部分を含む

青年團、處女會……青年團、處女會共各六團體の外之を統制する爲各聯合會を組織し各小學校を中心として團員、會員の修養會、體育會又は遠足會等を主催し精神修養と共に体力の増進を計りつゝあり是等の施設は聯合青年團、聯合處女會之に當り其の他各團、會に於ても修養會、體育競技會を開催する外時々講師を聘して精神修養に資し又は夜警、救護、道路の補修等實踐躬行の實を擧ぐべく努力せり殊に本年は各團に青年講座を設け其の地方

に適切なる産業に關する講話を聴講せしめた

萩町は本事業を助成する爲青年團に年額八百圓處女會に年額二百四十圓を補助し漸次内容の充實を圖らしめつゝあり

(九)教育に關する御沙汰書奉讀式舉行  
昭和三年十二月十一日教育に關する 御沙汰を降したまひたるに對し町長自ら司會者となり町立萩商業學校及各小學校教職員全部を招致同月十六日 御沙汰書奉讀式を舉行し同時に満場一致左の宣言を可決したり

宣言

恭しく惟るに  
天皇陛下即位の大禮を訖らせらるゝに方り畏くも教育の振興に關し優渥なる 御沙汰を賜ふ我等任に教育に有る者洵に恐懼感激に勝へず爾今一層協心戮力國體觀念を鞏固にし國民精神を涵養し學藝の向上を圖り益我が萩町教學の充實に力を効し進んで國運の進展に努め以て 聖旨に副ひ奉らむこと

を期す

萩町教育關係者

●萩町學務委員交代

萩町學務委員元越ヶ濱尋常高等小學校長内藤一祐氏退職に付其の後任として同校訓導兼校長磯部千尋氏同學務委員と爲る

●萩商業學校教諭心得を命す

萩商業學校教諭 石田 徹

願に依り本職を免す  
(五月二十八日付)

山口縣

片山 一

萩商業學校教諭心得を命す  
(五月三十一日付)

山口縣

●小學校々醫異動

明倫尋常高等小學校醫 田北信一

願に依り囑託を解く  
(五月四日付)

山口縣

陸軍一等軍醫正七位勳五等 村田清熊  
明倫尋常高等小學校醫を囑託す  
(五月九日付)

山口縣

●實業補習學校職員任命

白水尋常高等小學校訓導 田村春好  
兼萩町立山田實業補習學校助教諭心得を命す  
(五月十五日付)

山口縣

●青年訓練所職員異動

各通 椿東尋常高等小學校訓導 香川 出  
同校 准訓導心得 藤田圭治  
萩町立椿東青年訓練所指導員を囑託す  
(五月一日付)

山口縣

白水尋常高等小學校准訓導心得 田村春好  
山田青年訓練所指導員を囑託す  
(五月九日付)

山口縣

●椿東小學校に學校看護婦設置

椿東尋常高等小學校學校看護婦として五月十八日付を以て金山ウメを採用することとせり

●明倫小學校五月中の狀況

●明倫校々外教授及修學旅行

本校は毎年の例に依り左記の通兒童の校外教授及修學旅行を實施せり

- 五月十日 尋一 指月公園、菊ヶ濱
- 全 尋二 椿八幡宮、大照院
- 全 尋三 東光寺、長添山
- 全 尋四 倉江濱
- 全 尋五 大井村
- 五月十二日 尋六 長門湯本
- 全 高一 下關市長府方面
- 全 高二 山口市方面より長門峽通過





● 椿東處女會

五月四日椿東小學校に於て總會を開催し一定の行事終了後香川萩中學校教諭の「現代相と婦人の修養に就て」の講話を聴講せしめたり  
五月十四日月例會當日に於て松陰先生幽囚室の掃除を課し次て田淵訓導の下に簡易洗濯法の講話を行ひたり

● 反射爐補修工事

史蹟反射爐は近時煉瓦及玄武岩の積石共に接目の粘土剝離し且つ煙筒中に蜂の巢穴多數を生じたるに依り之を補修する爲史蹟名勝天然記念物保存法第三條に基き本縣知事の認可を得其の舊態を損せざる様工事施行中の處五月三日竣工せり

産 業

● 農業調査に付本縣知事の訓令

今秋より施行さるべき農業調査は我國農業に關する創始の實地調査にして之の結果は直に農業政策上極めて重要な基礎資料たるや論を俟たず而して農業調査は耕地、生産、經營、家畜の四大調査を綜合統

一せむとするものにして之が完全を期せむが爲には其の基調たる耕地統計の根本的完備を圖らざるべからず是れ政府が曩に法律以下の關係諸法令を公布し本年九月一日午前零時現在を期して全國に涉り一齊に耕地調査を實施し先以て基本統計を整備せむとする所以にして本調査は全農業調査中最も重要な事項なりとす然るに其の調査の内容は相當複雑多岐に

亘り爲に調査上の繁勞蓋し容易ならざるものあるべきも之が成否は懸て明年施行せらるべき生産、經營等の調査に至大の影響を及ぼし延て農業調査全體の價値を左右するものなれば各位は克く本調査の趣旨に鑑み今より各般の準備を整へ一般の理解ある協力に俟つは勿論實査に際しては専ら農業調査員を指揮督勵し以て斯の國家的大調査の遂行上萬遺策なきを期せらるべし

● 穀物検査事業其の他に關する懇談會

五月十七日日本町衛に於て阿武郡町村長勸業主任町村農會長等參集縣營穀物検査事業に關し縣主催の懇談會を催さる。席上知事の訓示指示協議事項其の他左の如し

知事訓示

茲に御繁務中諸君の御會同を煩はしましたのは昨年通常縣會で滿場一致協賛を得ました穀物検査事業の實施と相俟つて小作米の改善及地主小作の協調施

設等に付まして親しく御協議を煩はしたい爲であります。此のことに付ましては過る一月二十八日各市長、各郡町村長集會長並各郡市農會長各位の御參集を願ひ只今申上げた事項に付御協議を遂げました處更に適當の機會に於て各郡市別に最も關係の深い諸君の御會同を煩はして縣の要望事項に對し一層適切なる御意見を徴し具体的の方策を定むべき要ありとの御意見が多數でありました爲茲に態々御足勞を願つた次第であります仍て會議に先ちまして一二の希望を申上げて御挨拶に代へたいと存じます。

申上る迄もなく米麥作を以て主業と致して居ります本縣農家に取りますは其の價格の高低は農家經濟に至大の影響を及ぼすものであり其の消長は懸つて米價の如何にあると言ふも過言でないと存じます。

然るに軌近市場に現はれます防長米の聲價は年々失墜致し昔日の盛名は全く地を拂ふと言ふ極めて慘めな格付を見る様になりましたことは各位と俱に深く遺憾とする所であります固より其の原因は多々ありまして一概に申上ぐることは出来ませぬが就中

栽培品種の改良統一及生産物販賣方法の改善の如きは蓋し其の主なるものであります此等の事項は検査の勵行と相俟つて始めて其の成果を收め得るものと信じまして移管と同時に夫々最善の計畫を定め既に各位の御協力を願つて居る様な次第であります。

更に此の場合農村の必行事項として小作奨勵施設の勵行を促がしまして小作米の改善に資し度いと思ふのであります即ち小作米は其の數量に於て一般出廻米の大約二三割を出でないと思はれますが而も此の小作米が本縣産米の聲價を左右する主因を成すものであることは説明を俟つ迄もないことでもあります。故に産米の聲價發揚を「モットー」と致して居ります。今回の移管に方りまして第一此の点に注意を拂はなくてはならぬのであります。

今回の移管に方りまして地主小作兩者の負擔關係を考察致しますに一般的には相當負擔の軽減を見ましたけれども其の内容に至りましては組合經營當時と異り所要經費の大部を検査手数料に俟たなければならぬ關係上地價及反別割の廢止に伴ひまして地主階級に對しより多く軽減されて居るのであります更

にし所期の成果を収めて農民の利益を増進し其の平和を維持して疲弊困憊の極に在ります農村の振興に寄與することを得ますならば寔に幸とする所であります。

諸君に於かれまして是等の事情を審かに併せて現今の社會世相を考慮せられまして前申し上げました事項の實現に最善の御助勢を願ひ度いと存じます一言述べまして御挨拶と致します。

指示事項

- 一、穀物検査縣營實施計畫に關する件
- 一、小作料米の検査手数料に關する件
- 一、小作補給米(金)交付に關する件
- 一、小作奨勵會又は地主小作協調會設立に關する件
- 一、自作農創設維持に關する件

協議事項

- 一、小作補給米(金)の標準及普及方法に關する件
- 一、小作奨勵會又は地主小作協調組合の設立奨勵方法に關する件

穀物検査に就て當業者各位へ

に之を將來に亘つて考へますれば縣營移管の結果聲價向上に伴ふ利益も亦地主がより多く享受する譯でありますから利益の均霑上より申しましたも此の点には深甚の考慮を拂はなくてはならぬことと存じます仍て利益と負擔の關係を可成公平ならしむる爲兩者間に受授する小作米に對する検査手数料は之を地主の負擔と爲し更に從來各地方に部分的に行はれて居ります處の小作補價米(金)交付の美風を馴致致しまして縣下普遍的に之を實現せしめ尙進んでは地主小作協調組合の設立を期しまして一層農村の健實なる發達を促がし度いと存じます蓋し是等の問題は動もすれば地主小作兩者間に於ける經濟分配に關する紛争の原因を爲し或は延て重大なる社會問題をも惹起する虞もありますから此の点は兩者協調團體の設立に依りて互讓協調を遂げしめ更に地主階級の推讓に依りまして各種溫情的施設を爲し時代思潮の緩和に備ふることは社會政策の見地から申しましたも極めて緊切なことと存じます。

斯の如く致しまして兩者相倚り相扶けて農産の改良増殖と聲價の發揚を期し以て本事業の實施を圓滑

多年唱へられました穀物検査の縣營は愈々本年四月一日から實施されました元來穀物検査の主要なる目的は穀物の品位によりて等級を定め取引の圓滑を期することに依りまして農家の福利を増進せむとするに在りますので其の検査は權威あり信用あらしめねばなりません然るに本縣の穀物殊に産米の市場に於ける聲價は近時極度に失墜を致して居りまして之が回復發揚を期することは縣營の主要なる目的であります。而して此の事は一に當業者各位の御理解に依つて統一ある検査が勵行されなければ達せられぬと思ひますので此の場合検査の内容に就き主要なる事柄を左に記しまして御了解が得たいと思ひます。

一、検査を行ふ穀物

- 検査を行ふ穀物は本縣内産の玄米、精米、大麥、小麥、稗の五種であります但し次の場合は検査を受けなくてもよいことになつてゐます。
- (一) 一包装の正味量が定量に満たざる玄米を俵入と爲さずして受渡又は移出するもの
- (二) 種子又は學術研究若は試験の用に供するもの
- (三) 博覽會共進會品評會等に出品するもの

(四) 徵發若は強制執行に依り受渡又は移出するもの  
 (五) 國有に屬するもの  
 (六) 變災の爲品質に著しく變化を生じたるもの  
 (七) 特別の事由に依り豫め穀物検査員の承認を得て受渡するもの

二、検査の區分 検査は左の區分により行ひます

(一) 生産検査 縣内で受渡する玄米のみに就て行ふ検査であります受渡とは縣内で買交換貸借贈與辨濟擔保寄託若は小作料授受の目的で受渡することでありますから自然其他の場合には検査を要しないことになりす

(二) 移出検査 縣外に移出する右五種類の穀物に就て行ふ検査であります夫で玄米は之を縣外に出す場合は生産検査を受けたものを更に移出検査を受けることなるのであります尙汽車積船積を爲すもの及下關市へ搬入するものは縣内であつても移出検査を行ふことゝなつてゐます

三、検査の等級 検査した穀物に付する等級は左の通であります

(イ) 玄米粳(大小粒に區分す) 糯共一等二等三等四等外品の五等級に區分す但し輸出品は精選品普通品等外品の三等級とす

(ロ) 精米 粳共一等二等三等外品の四等級に區分す但し輸出品は精選品普通品等外品の三等級とす

(ハ) 大麥小麥稈麥一等二等三等外品の四等級に區分す

四、穀物の容(重)量及包装

(一) 容(重)量 検査を受ける穀物の包装の容(重)量は左の様に一定して戴くのであります但し精米と麥類には市場の需用状況によりまして別の定量を定める場合があります

(イ) 玄米(輸出品を除く)の容量は四斗とす但し五月一日より八月三十一日迄は前年産米に限り四斗三合を以て定量と看做す

(ロ) 玄米(輸出品)の正味重量は五十五封度又は百十封度とす

(ハ) 精米の容量又は正味重量は四斗若は二斗又は三十キログラム若は二十八キログラムとす

を(即ち白紙)以て捻卷に施す(生産者が各自に作成すること)

六、受檢上の注意

(一) 生産検査の場合 生産検査は請求により九月より二月までは毎日三月より八月までは毎月一日五日十一日十五日二十一日二十五日に擔任の穀物検査員をして現品の所在地に就て検査を行はしめますから大様左の方法に依つて下さい但し集合検査の場合は其の集合地で検査を行はしめます

(イ) 包装 容重量は規定通に處置するは勿論光線の充分なる所に品種別積別け尙俵の尻口に廻はらるゝ様に積み置くこと

(ロ) 検査器具は必ず揃へ置くこと

(ハ) 検査を受ける玄米の數量及現品所在地を擔任の穀物検査員に申出で票箋を貰つて所定の事項を記入し包装の口紐に結び付け置くこと

(ニ) 検査には立會すること

(ホ) 検査手数料のことは後に記す

(二) 移出検査の場合 移出検査は通年擔任の穀物検査員をして移出検査區事務所及知事の指定する

(ニ) 大麥の正味重量は十二貫匁とす  
 (ホ) 小麥の正味重量は十六貫匁とす  
 (ヘ) 稈麥の容量は四斗とす  
 (二) 包装 玄米(輸出品を除く)及稈麥は二重俵精米大麥小麥は二重俵又は吠若は袋輸出品は袋とする定であります

五、包装の調製方 包装の調製方は大体従前の通であります

ありますが多少變つた所がありますので其の点丈を左に記して見ます

(イ) 繩 一寸一分廻以上一寸三分廻以下とす又結繩の結止は繩下の俵肌へ捻込むこと但し中結に限り繩の間へ捻込むも差支なし。縦繩は二本列へ四方掛とし中結を除いたる他の結繩には繩下から引掛俵の尻口兩端の交叉する所は樽掛とし俵口で結び止め(此の場合には可成俵の側面に向つた所で結び止むる事)中結の上を一本繩で二廻緊結すること但し縦繩は生産検査を受ける時は之を省略し農業倉庫に寄託するものは移出する場合に移出者が施しても差支なし

(ロ) 卷封 細質強靱なる半紙を十二切にしたもの

場所(告示してあります)で行はしめますから大様の方法に依つて下さい但し集合検査の場合は其の集合地で行はしめます

(イ)検査を受ける穀物の種類数量仕向地運搬方法現品所在地積出地等を書面又は口頭を以て擔任の移出検査區事務所に申出で票箋を貰つて所定の記載を爲し包装の口紐(呷入は結繩)に結付け置くこと

(ロ)検査には立會すること

(ハ)検査手数料のことは後に記す

(三)集合検査の場合 生産検査に於ても移出検査に於ても農業倉庫に寄託する穀物共同販賣する穀物小作料授受の穀物については倉庫業者共同販賣の代表者地主等より請求に依つて一定の日割を定めて其の倉庫又は其の場所で検査を行います

七、検査手数料

検査手数料は左の通でありまして受検前穀物検査員に証紙で納めて貰ひますから豫め右の証紙を市役所町村役場(農業倉庫其の他にも賣捌く所があります)で買つて検査を受ける際穀物検査員に差

出して之に掛印して下さい

(一)生産検査手数料 玄米壹俵に付金貳錢

(二)移出検査手数料 玄米精米壹俵に付金九錢壹呷又は壹袋に付金六錢農業倉庫に寄託するものに限り壹俵に付金參錢壹呷又は壹袋に付金貳錢

八、検査の有効期間

移出検査は検査の有効期間を三十日とし此の期間を経過したるものを移出するときは再検査を受けなければなりません十一月一日より翌年四月三十日迄に検査を受けたもので其の期間内に移出するものは再検査を受けなくても差支ありません

九、古俵再用

等級証印の押捺してある包装を再び使用するとき其の証印を抹消せなくてはなりません又之を玄米に使用する場合は豫め検査員の承認を受けなければなりません

一〇、罰則

(一)検査を受けなければならぬ穀物の検査を受けずして移出したるもの又は情を知つて之をなされたものは五拾圓以内の罰金又は拘留に處せられます

ます

(二)次の各號の一に該當する者は拘留又は科料に處せられます

(イ)検査を受けなければならぬ穀物を検査を受けずして受渡したるもの

(ロ)更に検査を受け替へなければならぬものを受け替へず又移出検査の有効期間を経過したるものを再検査を受けずして移出したるもの又は穀物の包装に銘柄商號荷印の類を知事の許可なくして表示したるもの又検査済の穀物若は其の包装に濕氣を含まし又は容量重量を増減し他の穀物若は其の他の異物を混入し又は検査に關する証憑を不正の目的を以て抹消し若は毀損したるもの

(ハ)穀物検査員が違反の事實ありと認めたる場合に穀物の解包若は運搬の停止を命じ又は穀物の所在に臨検するとき正當の事由なくして之れを拒みたるもの又は穀物所有者の關係書類及帳簿を檢閲し又は穀物検査員をして檢閲せしむることを拒みたるもの

(ニ)検査を受けることを免るゝ目的で不正の行爲

をなしたるもの

(ホ)検査を受けるに當りて虚偽の申立をなしたるもの

一一、麥類の検査について

從來小麥稈麥につひては縣内の一部に於て移出検査が行はれておりましたが大麥は今回が始めてあります然も麥類の検査は移出検査のみでありますけれ共特に生産者たる農家の御注意を喚起したいのであります即ち生産者に於て規定通の定通なり包装なり其の他乾燥調製を入念にされないときは之が改調に尠からざる手數と經費を要し隨て極めて不利なる取引となるのでありますから是非産地に於て實行を願ひたいのであります之の点は特に生産される農家各位の御了解を願つて置きます以上は穀物検査に關聯したる眞の大様でありまして詳細の事柄は市役所町村役場又は穀物検査員に承合御研究を願まして速に且つ圓滑に検査の勵行さるゝことを期待致します而して一面に於きましては穀物の素質を改良せられ即ち現在の雜馭なる品種は之を優良なるものに漸次統一し栽培乾燥調製包装等にも

一段の改良を施し進むで販賣方面をも改善して之の  
検査の勵行と相俟つて穀物の價値を發揚し農家の福  
利を増進し以て縣營検査の目的を達成したいと思ふ  
次第であります。

昭和四年五月

山口縣穀物検査所

### ●肥料改善に關する新施

#### 設の概要

農林省農務局

肥料は農業生産の必須資源であつてその品質の良  
否施用法の適否はたゞちに農家經濟の上に重大な影  
響をおよぼすものである。しかして肥料の需要は逐  
年著しく増加し肥料業者間の競争はますます激甚  
を加へる結果不正または粗悪肥料の流布等日と共に  
甚だしくならんとする現状にあるから肥料取締法の  
勵行によつてこれを防遏に努めることは最も緊要の  
ことである。

さらに農家施肥の狀況をみるに肥料に關する智識  
が乏しいためにいたすらに慣習に捉われその方法の

よろしきを得ないものがまことに尠くないのである  
ゆゑに施肥法の普及徹底に努めることはまたすこぶ  
緊切のことであるとわなければならぬ。  
よつてこれ等に關する施設を講ずるの必要な經費  
として新營費を合し約八十九萬七千圓を昭和四年度  
豫算に計上して第五十六議會において協賛を興はら  
れたのである。

#### (一)肥料取締に關する施設

(イ)肥料検査所の設置 最近一箇年における販賣  
肥料の輸入額は一億七千萬圓の巨額に達し販賣肥  
料總消費額の過半を占める現狀であるがこれ等の肥  
料は内地に於て製造されるものとその事情を異にし  
品質は區々にわたり不正または粗悪な肥料の輸入さ  
れる事例が尠くないのでその取締上最も警戒を要す  
るものである。しかしてその取締は輸入港より地  
方消費地に散逸しない以前において行ふことが最も  
確實有效な方法と認められるが從來はこれに關する  
特殊の施設がなかつたため取締上すこぶる徹底を欠  
いていたのである。

さらに販賣肥料選擇上の指針であるところの保證

票の添附狀況をみるに肥料に含有する主成分量の決  
定につき營業者が自ら分析設備を有する者極めて稀  
であつて多くはこれを他に依頼する外ない現狀であ  
るにもかゝらず依頼分析の施設は誠に不完備の狀  
態であるから勢い營業者は過去の分析成績をそのま  
ゝ襲用して保證票を添附する結果保證成分量に著し  
い不足を生ずる場合が尠くない現狀である。

よつて主要輸入港であつてまた肥料の主要な集  
散地敷箇所(神戸横濱)等に本省直轄の肥料検査所を  
設置し輸入肥料取締の徹底を期すると共に營業者  
の依頼による分析鑑定に應じ保證票の正確を期しも  
つて農家をして安んじて肥料を購入し得るようにし  
ようとするのであるしかして右に要する昭和四年度

經費は新營費を合して六拾五萬六千九百餘圓である  
(ロ)地方に於ける肥料検査事業の充實 内地に於  
ける販賣肥料の消費額は年額三億數千萬圓の巨額に  
達し今後農業の進歩に伴ひますます増加する趨勢に  
あるばかりでなく肥料の種類はますます雑多となり  
取締事務はいよゝゝ繁劇を加へるから現在僅か百二  
名の肥料検査官吏を地方廳に配置するだけでは甚だ

遺憾であるから昭和四年よりさらに技師二名技手二  
十二名を地方廳に増員することになつたのであるし  
かしてこれが昭和四年度の經費は七萬二千餘圓であ  
る。

#### (二)肥料施用法の改善に關する施設

(イ)實地指導設置獎勵 道府縣に於ける肥料の  
實地指導設置に關する經費に對し獎勵金を交付して  
地方に於ける經濟的施肥法の普及に努めんとする  
のであるしかしてこの昭和四年度獎勵費豫算は二萬  
三千五百圓である。

(ロ)重要肥料の施肥法改善に關する研究獎勵 肥  
料の效能および施用方法は各種地方的條件によつて著  
しくその結果を異にするものであるから地方的に實  
際的施肥法の改善に資するため全國道府縣に獎勵金  
を交付して重要肥料の施肥法に關する研究を行わせ  
るのであるしかしてこれに要する昭和四年度豫算は  
八萬四千四百圓である。

(ハ)肥料施用法およびその效驗促進に關する研究  
本省農事試験場に技師一名技手二名を増置し廉價な  
礦物性肥料の合理的施用法ならびに有機質販賣肥料

の肥效増進に關する試験研究を行ひ經濟的施肥の案出に努めようとするのである。

(三)肥料鑑定法と肥效に關する研究

本省農事試験場に技手二名を増置して新肥料の分析鑑定とその肥效を研究して農家をして肥料の選擇上過誤のないようにすることを期すると共に一方肥料検査事業の進捗を圖らうとするのであるしかしてこれに要する昭和四年度經費豫算は前項(ハ)の經費と合して五万九千九百餘圓である。

●萩町立萩魚市場業務概況

昭和三年度萩町立萩魚市場及同出張所に於ける業務の概況左の如し

(一)一般需給の状況

昭和三年三月末日玉江浦漁業組合共同販賣魚市場の廢止に伴ひ翌四月一日より新に萩魚市場玉江出張所を其の位置に開設せり之を以て町内に於ける魚市場は全く町直營に統一の理想を實現するに至り爾來市場業務の改善並漁村の啓發上に尠からず利便を齎ら

したることは眞に同慶に堪わざる所なりとす。本年度當地沿岸の漁業は一般に不振勝にして就中鯷船曳網漁業は稀に見るの不況に陥れり唯機船底曳網漁業は平年漁なりしも沖合漁業と共に漁船の増大を來たし且つ動力化せるとに因り漸次其の漁場を西部に移動するもの多きを加わ爲に本年度賣上成績は昨年度に比し萩及越ヶ濱を合し約八萬餘圓の減少を示せり。

惟ふに萩魚市場の發展は今後海陸交通網の完成に依り滿鮮方面の漁獲物を吸収し積極的には萩港内に漁港としての施設を加へ更に町内漁村の金融を圓滑ならしめ遠洋漁業と市場との間自ら連絡を密接にし以て適切なる委託物の吸收策を考慮せざる可からざるの秋に逢著せるを痛感す。

尙本年度の需用成績に依り之を考察するときは一一般の受託物は稍々高價を持続せるが如きも之れ蓋し漁獲物の減少に由る競買的群衆心理に支配せられたる一時的の現象にして現今萩地方の仲買殊に鮮魚輸送業者は之を九州下關方面の夫れに比較せば運賃用水其の他過重の經費を負擔し而も鮮魚特急列車に依り

都市に新鮮高價の魚類を送荷するの便なく爲に前述の如く鐵道網の完成と漁獲物の吸收的等施設を爲し

能はざる限り此の苦境を脱し得ざるもの、如く推想せらる。

(二)前年度取引高との比較

市場別	種別	昭和三年度	前年度	増減
萩魚市場	越ヶ濱出張所	七四三、二七、六九	七八九、七九、六四	△
	玉江出張所	一六、〇三、四二	三二、七九、八三	△
	計	一、〇〇、三六、六一	一、〇八、五八、四七	△

(三)本年度月別賣上高

月別	市場別	萩魚市場	越ヶ濱出張所	玉江出張所	合計
四月		六九、八四、二三	二二、一三、〇三	七、一五、二九	九八、一七、五五
五月		六七、八四、九	一九、一五、九六	二二、三、八八	九八、一七、八二
六月		二六、九七、三	一九、二七、九一	一〇、〇五、七五	五五、三二、八八
七月		三三、九九、四	一七、六〇、八七	七、三〇、三四	五七、九七一、一五
八月		三七、八一、九〇	一一、二四、九〇	五、〇二、九四	五四、〇五七、七四
九月		五八、六五、二九	一一、八九、九六	三、五九、七五	七五、〇五、〇〇
十月		七四、一七、五	一八、八三、九	三、二〇、三三	九六、二七、八三
十一月		八三、二八、七	一七、〇五、二七	三、一六、九五	一〇三、三二、八九

計	十二月	十一月	十月	九月
七四三、二七七、六九	九、二六一、八五	一七、八六、三五	三、二四三、〇四	一、〇〇〇、二六、六五
五九、〇八五、五一	七五、八二、二八	一〇、四九、六〇	二、六七、九四	八八、八九五、八二
三	五、六五、三〇	一四、七八、〇〇	二、一七、一八	七、五五、四八

(四) 使用料収入額及諸獎勵金交附額

科目	年度比較		附記
	昭和三年度	前年度	
一、使用料収入合計	一、〇〇四、九、七	一一、〇六四、〇八	△ 二、〇一四、四一
一、諸獎勵金支出合計	五、九〇三、三六	五、九〇一、五一	△ 二、〇八五、八五
指定仲買歩戻金	二〇〇、〇二、七六	二〇、三六八、七九	△ 三、六六、〇一
全歩戻積立金	四、九九九、三三	五、〇九〇、八六	△ 九一、五三
一般委託者歩戻金	一四、六六、四〇	一四、七四、三三	△ 八七、九三
機船底引網歩戻金	二、四〇五、一一	二、五二一、六七	△ 一五七、五五
越ヶ濱漁業組合歩戻金	三、九〇一、八五	四、六二〇、八三	△ 七〇八、九八
玉江浦漁業組合歩戻金	一、二六、〇〇	一、	△ 一、三六、〇〇
小畑浦漁業組合交附金	三、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	△ 一、
一般委託者直接獎勵品代	三、六八〇、八〇	三、五〇四、〇三	△ 一七六、七七

(五) 賣買関係業者

関係業者	年度別		附記
	昭和三年度	前年度	
賣込人	一、九四五	一、五九五	△ 三五〇、 玉江出張所の開設に伴ふ増加
指定仲買人	二八七	一九八	△ 八九
附屬仲買人	三六四	三一九	△ 四五
其他	六一	五五	△ 六
計	二、六五七	二、一六七	△ 四九〇

(六) 集散方面状況

集	散	昭和三年度		前年度		増減
		昭和三年度	前年度	昭和三年度	前年度	
區別	區別	昭和三年度	前年度	昭和三年度	前年度	増減
郡内機船底引網	町内一般	四八五、八五、二八	四六三、六三、三六	一八三、三三、三五	一八三、三三、三五	△ 三、二九二、五五
全一般漁獲物	縣内一般	四四、七三、五〇	四三、五三、五三	四四八、一四八、一一	四四八、一四八、一一	△ 八、〇四八、三六
其他	縣外一般	八九、六五九、八七	一一、三二、五五	三八七、〇三七、〇一	三八七、〇三七、〇一	△ 六、九五〇、八八
計	計	一、〇〇〇、三六、六五	一、〇一八、五八、四七	一、〇〇八、五八、四七	一、〇〇八、五八、四七	△ 一八、二九一、八二

◎防長木炭同業組合販賣割  
査定審議會

五月七日午後一時より本町役場に於て昭和四年度防長木炭同業組合販賣割査定審議會を開催せり組合より加部書記臨席木炭検査員二名査定委員柴田八五郎氏外二名萩町副委員長列席の上昭和三年度中に於ける木炭取扱高等を協定せり。

◎昭和三年製材調

昭和三年末に於ける當町製材工場数は七ヶ所其の据付機械の總數十二台にして一ヶ年中の消費材量二百二十二万六千才に達せり。

◎昭和參年度林業施設補助

萩町農會經營の山林樹苗養成に對し五月十日付を以て縣費補助金參百五圓交付の指令ありたり  
萩町河内並西木間土工森林組合に對し五月十日左記

の通縣費補助の指令ありたり  
金壹千壹百八拾圓 河内土工森林組合  
金壹千壹百圓 西木間土工森林組合

◎萩町昭和四年の春蠶並に  
桑園増殖の狀況

一、掃立總枚數 五百五十枚  
内 黃繭種四百枚  
白繭種百五十枚  
一、飼育戶數 貳百貳拾戶

一、催青 催青の場所  
一般着手の時 遅口のもの  
四月二十一日 四月二十七日 萩町沖原荒地三郎宅  
全 全 全目代三分一次郎宅

一、掃立 山田共同飼育所 受持教師 谷本千賀  
掃立月日 掃立枚數 飼育戶數 飼育場  
五月三日 黃十五匁 十七戶 中川本介宅  
白卅五匁

掃立月日 掃立枚數 飼育戶數  
五月八日 二〇枚 一六戶

桑園増殖  
一、總反別 參町壹反壹畝貳拾五步  
内 新殖せるもの參町壹畝貳拾五步  
改殖せるもの 壹反步  
一、五畝歩以上にして縣の補助を申請せるもの  
貳町四反貳畝步 山縣政藏外參拾名  
一、五畝歩未満壹畝歩以上のもの 六反九畝貳拾五步 中原繁一外二十名

◎繭綿除去の獎勵

山口縣農務課

本縣では左記の如き弊害を除き養蠶製糸の共榮を圖るの趣旨で昨年から繭綿除去の實行を獎勵して居りますお互の爲に養蠶者も購繭者も是非實行して下さい

記

(賣物には紅をさせ)

中津江共同飼育所 受持教師 福江精一郎  
掃立月日 掃立枚數 飼育戶數 飼育場  
五月三日 黃五十八匁五分 拾 戶 山根幸槐宅  
遅口五月八日 白拾四匁一分

松本共同飼育所 受持教師 山根マサ子  
掃立月日 掃立枚數 飼育戶數 飼育場  
五月二日 黃卅四匁 十五戶 藤原榮藏宅  
遅口五月七日 白 六匁

椿 支部 受持 大谷町技手  
掃立月日 掃立枚數 飼育戶數  
五月三日 二二〇枚 九〇戶  
遅口五月五日

萩 支部 受持 全 上  
掃立月日 掃立枚數 飼育戶數  
五月三日 六〇枚 六六戶  
遅口五月五日

目代 支部 受持 全 上  
掃立月日 掃立枚數 飼育戶數  
五月五日 一〇〇枚 二一戶  
木間 支部 受持 全 上



◎繭綿着のまゝでは何故悪い？

一、上繭の賣値が割安となり勝ちである  
撰繭が自然不充分となり易いため販賣に當り  
買手は

(イ) 不良繭混入の割合を實際よりも多く見積  
ること。

(ロ) 繭質鑑定に誤りが出来易いこと。

(ハ) 死籠のある場合は他の上繭を汚損するこ  
とまで見込むこと。等に依り實質以下に  
評價せらるゝ損がある。

二、製糸家も養蠶家も共損となる。

(イ) 製糸家には撰繭や繭綿取りの不利がある

(ロ) 延いてこれが養蠶家にも及ぼすは當然の  
ことである。

◎繭綿の除去程度

收繭の際繭綿を残し繭を抜き取つた程度が良い

附記

一、繭綿除去を實行せる縣は年々増加し本年は已  
に全國中三十八縣の多きに達して居るお隣の  
廣島縣も本年より奨励する事となり岡山縣の

如きは縣令に依り之を徹底的に實行せしめて  
居る。

一、本縣製糸同業組合では昨年五月の總會で繭綿  
除去奨励の助長達成に力を盡すことに決議し  
て居ります。

上簇の改良

(蠶上手の安繭作り)

◎何程蠶が立派でも上簇中の注意が不適當だつたら

(イ) 繭の光澤が悪くなる又玉繭汚染繭形崩繭等  
の不良繭を増す。

(ロ) 殊に上簇時期が天候不良であつたら一層其  
害が甚しいものである。

◎上簇改良の要點

(イ) 上簇用具、上簇に使用する蠶具類は清潔で  
且つ豫め充分乾し置くこと。

(ロ) 補温、大部分の蠶が巢取りをなす迄は春蠶  
晩秋蠶では七十四、五度其後三、四日間は  
七十七八度から八十度とし其後は七十度を  
下らざる程度に補温すること。

(ハ) 排濕、天窓は全部開放して極力換氣を圖り

排濕に努め上簇後四、五日よりは適宜に戸  
障子を開放すること秋蠶時高温の場合でも

排濕の爲火力を用ふるがよい

(ニ) 蕙抜、蕙抜きは遅くては効果が少ないから  
大部分の蠶が薄皮繭を作りたる時行ふが最  
も適當である(春蠶では普通一晝夜以内。  
夏秋蠶では二十時間位)

(ホ) 收繭、最後に上簇したるものが全く蛹に  
なつてから收繭し少しでも化蛹しないもの  
が混じて居てはならぬ。  
繭質の向上を計る爲屋上氣拔を此際是非付けませう

### ◎萩町立工業傳習所狀況

◎廣田技手は五月九日より十二日迄販路調査の爲廣  
嶋市嚴嶋町宇部市及長府町に出張

◎五月十六日より萩町立工業傳習所新川分場に於て  
傘骨の傳習を開始す

◎河村技手は五月廿二日より廿七日迄竹製彫刻土産  
品研究の爲静岡市及京都府下に出張

### ◎第二回籐表講習狀況

四月二十七日より五月六日迄十日間萩町公會堂に於  
て山口縣主催籐表講習會を開催せり講師として西島  
絹子氏に當り第一回講習生には五本丸籐表を、第  
二回講習生には變り型籐表を課し三十有余名の講習  
生は終始熱心に其の技術を鍊磨し成績の視るべきも  
のあり

因に講習生に對しては終了後夫々相當分量の原料  
を交附し事業の繼續を勸奨せり

### ◎有限責任阿武郡竹工購買販 賣組合臨時總會

五月三日午前十一時より萩町公會堂に於て有限責任  
阿武郡竹工購買販賣組合臨時總會を開催せり出席組  
合員數(委任状を含む)六十三名にして左の事項を議  
決し午後三時散會せり

記

一、總會議事細則制定の件

- 一、事業施行に關する件
  - 一、借入金最高限度決定の件
  - 一、余裕金預入先決定の件
  - 一、顧問囑託の件
  - 一、名譽職員報酬額決定の件
  - 一、山口縣信用組合聯合會加入の件
- 因に山口縣より神野技手原田及野稻農林主事補並  
長北部會今井產業主事臨席あり

### 萩商工會總會

五月十一日午後二時萩町公會堂に於て第二十三回萩商工會總會を開催左記行事を了はり午後五時閉會せり

記

- 一、事業報告
  - 二、會計決算報告
  - 三、協議事項
- 1、會計年度を四月より翌年三月迄に改むること  
2、萩町に於ける金融緩和に關すること

- 3、山口縣商工聯合會第八回總會へ提出すべき議案に關すること
  - 四、優良店員表彰
- 受賞者永富製菓店員島崎幸一外十二名  
因に昭和四年三月現在會員は名譽會員十名特別會員三十一名普通會員二百六十二名合計三百三名なり

### 西部日本水產大會出席者 萩町視察

五月二十七、八日兩日下關市及山口市に於て第二回西部日本水產大會を終了し二十九日山口市より二隊に分れ長門峽又は秋芳洞を探勝したる出席者八十餘名は午後五時前後して來萩し午後七時より町公會堂に於て協贊會主催の歡迎會に臨み林協贊會長の挨拶に次ぎ帝國水產會長村上男爵の謝辭あり一同歡を盡し午後十時散會したり

因に來會者には協贊會より勤王燒史蹟案内記念盃繪葉書を萩町海產物同業組合よりは干鰯を贈り翌

三十日は協贊會員の案内に依り町内史蹟を見學し午後散會したり

### 五月中町立魚市場賣買取扱高

萩魚市場	五九、〇一六 <sup>四</sup> 四九〇
同越ヶ濱出張所	一九、八四八、三七〇
同玉江浦出張所	一二、三三〇、五二〇
計	九一、一九五、三八〇
四月分以降累計	一八七、三一六、一五〇

### 五月中輸出入貨物調

萩税關支署調査

輸出	一五噸	三、三一〇 <sup>四</sup>	大連行
夏蜜柑菓子	一噸	三五二	全
杉丸太	四二四噸	七、七四六	全
木炭	五噸	九六	旅順行

檜板	一噸	二七五	大連行
夏蜜柑	一二〇噸	五、〇七三	全
酒粕	三噸	二四〇	旅順行
モヅク罐詰	一噸	三〇	全
藥繩	五噸	四〇	大連行
發動機船	四八噸	一六、二〇〇	全
計	六二三噸	三三、三六二 <sup>四</sup>	
輸入	九噸	三七〇 <sup>四</sup>	大連より
飼料	九噸	三七〇	
計	九噸	三七〇	

本年一月以降累計

輸出數量壹千六百四拾貳噸此の價額金七万五千九百圓  
輸入數量拾八噸此の價額金八百貳拾圓

### 昭和四年三月中關係各開 港別輸出入額調

萩税關支署調

港名	輸出額	輸入額	合計
神戶	六〇、七四二	八四、〇〇五	一四四、七四七
横濱	五〇、六七〇	五九、六六一	一四〇、三三二
大阪	三〇、九三三	二七、一四七	五八、〇八〇
名古屋	五、九六六	九、三九九	一五、三六六
門司	三、三九七	七、二五六	一〇、六五三
小樽	二、一四七	七、〇四九	九、一九六
長崎	八七、一三三	一、五五五	八八、六八八
函館	三〇七、三七一	一、二四四	三〇八、六一五
敦賀	五八、八二二	四四四、〇四七	一、〇〇二
尾道	五〇、五九二	七三、三三二	一二三、九二四
伏木	一六、二一九	七二、三三二	八八、五五一
下關	二四九、八〇五	三三、三三〇	二八三、一三五
徳山	〇	二八〇、五九九	二八〇、五九九
境	一、五八七	一四八、六五一	一五〇、二三八
宮津	〇	一一五、一四九	一一五、一四九
萩	二、五九六	四五〇	三、〇四六
濱田	〇	一五、〇四〇	一五、〇四〇

●五月中の氣象

氣温平均 最高氣温 最低氣温 雨雪量  
 一九度〇九 二一度六四 一〇度二〇 五七耗〇

●五月中風向觀測

北 北東 東 南東 南 南西 西 北西 靜穩 最多方向  
 四 一 一 一 三 一 八 一 二 三 北西

●五月中類別日數

種別	日數
快晴	三一
晴	一五
曇	一三
雪	一
霰	一
雹	一
霜	一
濃霧	一
雷	一
地震	一
風暴	一
最高卅度以上	一
最低〇度以下	一

財政經濟

●町税制限外課税並縣稅雜種稅及營業稅附加稅不均一賦課の件

昭和四年度町税制限外課税並縣稅雜種稅及營業稅附加稅不均一賦課の件五月十四日日本縣知事より許可の指令ありたり

●無申告異動地の整理

今回政府に於ては租稅負擔の公平を期する趣旨に基き全國一齊に異動地調査を爲す計畫を樹て不日各稅務署に於て調査に著手せらるゝ筈なり異動地即ち地目が畑地より田地と成り田地が宅地等に成つた儘其の申告を怠りたる場合は地租條例に依り所罰せらるゝに付土地所有者にして右該當の者は其の筋の調査

を待たず自發的に申告せらるゝ様希望する次第なり

●自作地免租申請方

田畑地價同居家族の分と合算し二百圓未満にして且つ自作に係るものは本人の申請に依り地租を免除せらるゝ之が申請書は毎年六月一日より同月三十日迄の間にて町長を経由し稅務署長に差出すべきこと、なれり申請該當者は左の事項を承知の上印章携帶其の旨を萩町役場稅務課に申出られたし

一、免除せらるゝ税金は國稅の地租のみにして縣及町稅は國稅の免除せらるゝと否とに拘らず從來と同額のもの特別地稅として課稅す  
 二、地租條例第十三條の二の隣接の町村とは直近接續町村の謂にして當町の隣接地は大井村、六島村、福川村、川上村、明木村、三見村、大津郡三隅村

及美禰郡赤郷村の八ヶ村なり

三、同居家族とは同一戸籍内に在るものにして且つ現在同居し居る者を謂ふ未だ入籍せざる者、戸籍を別に爲し居る者は實際同居し居る者と雖家族とは看做さす

四、地目及地類の變更に依り新に田地又は畑地と成りたるもの及新に買受等を爲したる者は其の都度申請を爲さざれば假令最初申請したるものに右等の土地の地價を加わ尙ほ其の総額二百圓未滿なるものと雖其の土地に對しては地租を免除せられず

五、地租免除申請後買受其の他の事由に依り地價總額二百圓以上に達したるときは免除條件を失ひ次の納期より地租を徴せらる

六、免除申請は土地台帳面の地目に依るものにして實際は畑地として耕作し居るものと雖土地台帳面の地目が宅地と成り居るもの等は申請することを得ず

参照

一、昭和三年度中申請を爲したるが爲免除せられ

たる地租總額左の如し

地目	反	別	筆	數	地	價	地	租	人員	
田	六、五	反	四、五		八、九	一、六	六、九	四、九	七、五	四、五
畑	二、九	六、二	五		二、一	二、七	一、三	五、七	五、四	六、九
計	一、九	四、六	〇〇		三、〇	六、五	三、〇	三、六	四、一	三、六

●昭和三年度中納税成績

昭和三年度中納税獎勵金交付規程に基き本町内各行政區に對し交付したる獎勵金額は六百七拾五圓五拾錢にして就中一ヶ年間を通し毎月完納の成績を收め得たるものは左の十四區なり

- 川島第一區、江向第二區、河添第一區、河添第二區
- 目代區、中津江區、中の倉第二區
- 河内區、笠屋區、大屋區、沖原區、霧口區
- 青海區、小原區

●昭和四年度四月分納税成績

四月分の納税金は縣稅地租附加稅、全特別地稅及町稅地租附加稅、全特別地稅附加稅の四種にして内滞

納の手續を爲したるもの左の如し

- 川島第二區一人、平安古町第一區一人、戈町區一人、米屋町區一人、船津區一人、前小畑區五人、東木間區三人 合計十三人

軍 事

●軍隊慰問

山口及廣島吳在隊の現役兵慰問の爲萩町よりは町長代理として金子助役之に參加し阿武郡町村長等一同五月七日午前九時山口聯隊區司令部に集合同十時旅團司令部次で歩兵第四十二聯隊及山口衛戍病院の在隊員を慰問正午山口發廣島に到り五月八日午前十時第五師團司令部同十一時野砲兵第五聯隊に於て阿武郡出身在廣諸隊の集合慰問を爲し午後電信第二聯隊を訪問せり同九日は午前十時吳鎮守府吳海軍人事部を訪問吳海兵團に於て阿武郡出身者全部を慰問せり

因に東京近衛歩兵第四聯隊朝鮮歩兵第七十九聯隊濱田歩兵第廿一聯隊に在隊の萩町出身者に對しては町長の慰問狀及慰問品を添へ五月二十四日各隊宛夫々發送せり

●軍隊行軍

山口歩兵第四十二聯隊第十一中隊は中隊長崎山大尉以下百壹名共五月十三日山口より明木村を經強行軍を以て來萩途中大谷嶮附近に於て萩商業學校生徒と聯合の戰鬪演習を行ひ午前十時玉江浦に到著分會員

及青年訓練所生徒地方有志者多數歡迎せり  
 午前十一時より全浦乾田に於て天幕を以てする露營  
 作業及飯盒自炊を實施す萩中學校生徒及山田青年訓  
 練所生徒等之を見學せり午後一時より山田青年訓練  
 所生徒參加の下に西の濱に於ける漁船を使用したる  
 敵前上陸演習終了後玉江浦埋立地に於て分列式を行  
 ふ白水小學校生徒及地方民の見學者多し同夜は玉江  
 觀音院及玉江浦説教所の二ヶ所に分宿分會員及主婦  
 會員等大に斡旋せり  
 十四日午前七時半中隊は玉江驛前に整列同地町會議  
 員區長分會員青年訓練所生徒漁業組合役員其の他地  
 方民多數の見送りを受け同八時出發明木村を経て美  
 禰郡大田町の演習地に向ひ行軍せり

◎海軍記念日

萩町聯合分會の主催に依り五月二十七日午後一時よ  
 り萩明倫小學校講堂に於て海軍々事講演會開催吳海  
 軍人事部附海軍中佐岡村政夫氏講師として臨場聽講  
 者は萩中學校、萩商業學校生徒を主とし小學校兒童

の一部、在郷軍人分會員其の他一般約一千五百名に  
 及び聯合分會副長粟屋中佐の開會の辭に次ぎ岡村中  
 佐は日本海々戰の模様を圖面に依り説明し引續き海  
 軍と海國民との題下に懇切なる講演あり聽衆に多大  
 の感動を與へられ午後三時三十分閉會せり  
 同日午後七時より萩町永樂座に於て聯合分會の主催  
 を以て海軍事情宣傳の爲活動寫真大會を開催し一般  
 に公開せり觀衆約二千五百名に對し多大の感動を與  
 へ全十一時閉會せり

◎青年訓練と軍隊教育

山口歩兵第四十二聯隊に於て現役兵中青年訓練修了  
 者及否修了者の軍隊に於ける成績を調査せられたる  
 もの左の如し

昭和三年退營兵 青年訓練修了者 成績比較表

郡別	區分	修了者		總人員	歩兵科下 士任官者	伍長勤務 上等兵	上等兵	一等卒	精勤章 附與人員	褒賞休暇 附與人員	善行證書 附與人員
		修	否								
阿武郡		三〇	四九		二	三	一〇	一四	一五	一一	二九
計百分比		修	否								
		一六、二	三四、七								
		六、四	一七、七								
		五五、九	四七、三								
		五四、二	七〇、六								
		三三、九	三三、六								
		六四、六	六二、五								

備考 一、否修了者は青年訓練を受けたるもの之を終了せざるもの及青年訓練を受けざるものを示す  
 二、百分比は總人員に對する比とす

昭和四年在營二年兵 青年訓練修了者 成績比較表

郡別	區分	修了者		總人員	歩兵科下 士候補者	伍長勤務 上等兵	上等兵	二等卒	精勤章 附與人員	褒賞休暇 附與人員
		修	否							
阿武郡		二四	六三		二	一	四	一八	一一	七
計百分比		修了者	否修了者							
		七、九	三〇、二							
		三、五	一三、二							
		五八、一	七六、九							
		四一、九	二五、八							
		二〇、三	一八、四							

備考 一、否修了者は青年訓練を受けたるもの之を修了せざる者及青年訓練を受けざる者を示す  
 二、百分比は總人員に對する比とす

●徴兵官醫官決定

昭和四年度山口聯隊區軍部側徴兵官並に徴兵醫官左の通決定せらる

- 徴兵官 陸軍歩兵大佐 内藤 稠彦
- 徴兵醫官 陸軍一等軍醫 大杉 保枝
- 徴兵副醫官 陸軍一等軍醫 井上 壽雄

●海軍現役兵滿期

昭和四年五月三十一日を以て現役滿期と爲り吳海兵團を退團したる者左の如し

- 全 平安古町 重村喜代松
- 全 椿 藤田義雄
- 機關兵 全 阿部勝行
- 水兵 山田 田村源

●海軍現役下士官任用

昭和四年五月一日付を以て海軍現役兵中頭書の通任官せり

- 椿 任海軍三等兵曹 石丸 兼一
- 椿東 全 鍵村 正路

左記

- 山田 海軍一等兵曹 原 田 實
- 椿 全 一等水兵 藤 田 良雄
- 萩 全 森 田 幸三
- 椿 全 一等機關兵 田 村 豊作

●海軍志願兵採用者

昭和四年度海軍志願兵に採用せられ六月一日吳海兵團に入團したる者左の如し

- 水兵 濱崎新町 井 町 勇

●勤務演習召集

六月十七日より二十一日間野砲兵第五聯隊へ勤務演習の爲召集せられたる者

- 豫備役陸軍三等軍醫 中 村 剛太郎

七月一日より二十一日間工兵第五大隊へ勤務演習の爲召集せられたる者

- 後備役陸軍工兵少尉 中山 靜 太外四名

評議員會を開催出席者は林町長土井少將各分會長各分會副長及理事共二十名にして昭和三年度決算報告昭和四年度豫算及海軍記念に關する行事其の他數件を協定せり

●萩町郷軍聯合分會評議員會

五月四日午后四時半より高大亭に於て萩町聯合分會

通 信

●萩郵便局昭和四年五月分事務取扱状況

種 別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
通常郵便物	引受 二六九、五二〇	二五二、一三三	△ 一八、三七九
	配達 二六〇、八四一	二五九、一三三	△ 一、六八〇
小包郵便物	引受 二、三七二	二、四九〇	一、一八
	配達 四、一六六	四、一四九	一七

電 報	發信	四、七四八	五、一八六
報 著信	六、六一	七、四三〇	七四九
中繼	二、三五五	二、九九九	六三四
口數	一、四八二	一、五八〇	九八

爲替振出	金額	三五、三九九	四五、〇四二	〇九、七〇	△ 一、二九、六八〇
爲替拂渡 <td>金額</td> <td>五、八三、八八〇</td> <td>七三、九、八三〇</td> <td>一三、五五、九五〇</td> <td>三六四</td>	金額	五、八三、八八〇	七三、九、八三〇	一三、五五、九五〇	三六四
口數	二、二〇六	二、三九四	一八八		
口數	二、三七五	二、七九九			

貯金預入	金額	三〇、二六、七〇四、〇五、二四〇	八、八三、五三〇
貯金拂戻	口數	七六六	三
貯金拂戻	金額	三六、六八、三七八、一六、二〇八	四九六、一七〇
逕保險契約申	口數	二二	二二
逕保險契約申	金額	七、一〇〇	二六、五〇〇
逕保險料徴収	口數	一〇、〇八〇	一、三〇〇
逕年金契約申	金額	五、二七、九〇〇	一、二九、〇〇〇
逕年金契約申	口數	六、四五、九二〇	一
年掛金徴収	金額	三、三七〇	三、三七〇
年掛金徴収	口數	一	六
年掛金徴収	金額	四三、九〇〇	三、二〇〇
年掛金徴収	口數	八	二
年掛金徴収	金額	三、二〇〇	二、二〇七
年掛金徴収	口數	二	六

萩郵便局五月中行事

一、女子吏員親和會春季慰安遠足  
 女子吏員より成る親和會の春季慰安として近郷奈古村沖の孤島鹿島に一日を行樂することとなり五月四、五兩日の晴天に會員を二組に分ち決行した此の孤島は風光明媚を以つて夙に人口に膾炙せられたる所として大自然の神秘と偉大さに會員一同

今更の如く感を深め此の天然の樂園に於て登山、貝拾ひ等に打ち興じ心身共に慰られ恵みの内に一日を過し午後七時二分東萩驛歸著散會せり。  
 一、吏員事務研究會開催  
 五月九、十の兩日男子吏員全十三、十四に兩日女子吏員の事務研究會を毎日午前八時半より全十一時まで開催前日に引續き研究を遂げ事務取扱上一層啓發せられ事業運行上に多大の効果を收めたり  
 一、淺野廣島遞信局長一行の來萩  
 淺野廣島遞信局長は五月廿五、廿六の兩日萩公會堂に於て長門國三等郵便局長會開催に付同會に臨席の爲村上規畫課長、石野保險課長並に道丸、櫻井兩遞信局書記帶同五月廿四日午後三時來萩富田旅館に滯泊全廿七日午前八時三十六分萩驛發仙崎下關を経て歸廣せらる。  
 一、精神修養講話會開催  
 五月廿九日午前十時より三見村色雲寺住職三元勇精氏を聘し修養講話會開催「人間生活と宗教」の題下に約一時間に涉り人生にとり宗教の最も必要なを力説し聽講者一同に對し多大の感動を與へら

れたり。

土木

災害復舊工事竣功

客年六月二十四日出水の爲災害を蒙りたる萩町費支

辨に屬する左記道路橋梁は其の後縣費の臨時補助を受け復舊工事中の處本年五月三十一日を以て全部を竣功せり其の工事の概況左の如し

路線名	大字	所在地	工種	工費金	著手年月日	道路等級
奥玉江青長谷線	山田	藤ヶ瀬	石垣	一〇〇、〇〇〇	昭和四年三月三十一日	一等道路
全線	小原	石垣		一〇〇、〇〇〇	昭和四年三月三十一日	一等道路

路線名	大字	所在地	橋名	橋種	長及幅	工費金	著手年月日	道路等級
橋本目代線	川島	川島	中津江橋	土橋	四九〇	四、三五〇	昭和四年五月三十一日	一等道路
桑の木線	山田	間道	同橋	土橋	一四八	四五八、〇〇〇	昭和四年四月二十三日	二等道路

### 社 會 事 象

#### ● 兒童愛護デー實施に就て

五月七日より三日間萩佛敎團主催萩町後援の下に町公會堂に於て兒童愛護デーの行事を實施せり其の概況左の如し

##### 一、擧催行事

イ、幼兒診査 五月七日(第一日)

受診者總數	性別			計	内選獎者數
	甲種	乙種	丙種		
二百二十	二七	二九	一五	七一	一四
一人に於	一四	二四	一二	五〇	一一
ける成績	四一	五三	二七	一二一	二五

##### ロ、兒童相談

ハ、兒童相談 九人 婦人相談 十五人

ハ、兒童口腔診査 五月八日(第二日)

町内各小學校尋常科第二學年兒童及双葉幼稚園

々兒合計八百十五人を診査其の成績左の如し

受診者總數	性別			計	直ニ加療ヲ要スルモノ
	優	中	劣		
八百十	八	九	八	二五	一六
五人に於	一七	二六	九二	一三四	一六四
ける診査	女	一一	一六	二五	一四五
成績	計	二二	三三	五二	七八
		一五	一五	三二	二九

ニ、選獎式 五月九日(第三日)

午前十時より診査幼兒中優良者二十五名に對し賞狀を授與し記念寫眞を撮影せり

##### ホ、講話會

五月九日午後二時より和田醫師は婦人衛生に關し中村醫師は幼兒保育に關し講話あり聽講者六百名

二、擧催に關係せる人員

幼兒診査醫 六名 婦人科專門醫 一名  
齒科醫 十名 小兒科專門醫 一名

#### ● 公人及私人

菊地本縣庶務課長及山下縣屬は家屋賃賃價格調査主務吏員集會に臨席の爲五月一日來萩

岩根本縣史蹟考査員史蹟調査の爲五月一日來萩

本縣原田及神野兩農林技手は阿武郡竹工購買販賣利用組合創立總會に臨席の爲五月三日來萩

小室翠雲畫伯は史蹟見學の爲五月四日來萩トモエ旅館に滞在中五月二十七日山口へ向け出發

山口市野田高等女學校主野村吉治氏史蹟見學の爲五月六日來萩

本縣衛生課勤務吉岡警部補及仲子衛生技手は越ヶ濱上水道會計検査の爲五月九日來萩

□

#### ● 長門峽無料案内所

長門峽驛構内に設置すべき萩町外四箇村長門峽管理組合經營に係る入峽者の案内所は四月二十七日附を以て門司鐵道局長の承認を得たるに依り目下工事に著手中なり。

産 婆 四名 係員延人員六十七名

##### 三、經費

一金百參拾貳圓六拾六錢 總支出額

##### 四、本運動の效果

五月七日(第一日)前夜來の暴風雨中を侵して來集せる幼兒は發育優秀者多かりしを以て其の診査成績頗る良好なり

本年度の新事業として萩町病弱幼兒相談所を設置し兒童愛護デーと相俟つて斯道の好果を圖るべく準備中なり

口腔診査の結果直に加療を要すべき齒牙を有する三百二十九人の兒童に對しては萩町各齒科醫に委嘱し全部無料を以て加療を爲さしむる筈なり



勸業銀行山口支店茶谷主事は銀行要務に付五月九日來萩

厚狹郡吉田村婦人會員六名平賀同村書記一行竹箸製造狀況視察の爲五月十二日來萩

石井本縣農事試驗場長は夏蜜柑及養鶏業視察の爲五月十四日來萩

本縣水産會副原田主事は第二回西部日本水産大會出席者招待の件打合の爲五月十五日來萩

本縣中田農政課長兵頭小郡穀物検査支所長は穀物検査事業懇談會臨席の爲五月十七日來萩

山縣有朋公傳記編纂主任川崎紫山氏は同公爵に關する事蹟調査の爲五月二十日來萩

朝鮮總督府中樞院囑託江原善槌氏は史蹟見學の爲五月二十一日來萩

酒井本縣統計主事補は學事統計互審會に臨席の爲五月二十二日來萩

佐上内務省地方局長は赤松本縣内務部長と共に史蹟見學の爲五月二十二日來萩

内務事務官新居善太郎氏は史蹟見學の爲五月二十二日來萩

農林省水産局屬託藤田巖氏は本町漁業組合視察の爲波會本縣技師及高橋本縣水産試驗場長と共に五月二十二日來萩

大森本縣知事は私用を帶び五月二十二日來萩

男爵赤松範一氏は赤松内務部長夫人と共に史蹟見學の爲五月二十三日來萩

近衛文麿公爵及大谷尊由師は史蹟見學の爲五月二十

五日來萩

淺野廣島遞信局長村上企劃課長江口保險課長は長門部三等郵便局長集會に臨席の爲五月廿四日來萩

長門國三等郵便局長會々長來島基造氏同副會長清永時太氏は長門國三等郵便局長會議開催の爲五月二十五日來萩

本縣玉野事務官及山本主事補は本郡内町村農事調査主任者集會に臨席の爲五月二十七日來萩

吳鎮守府人事部附岡村海軍中佐は海軍記念講演會講師として五月二十七日來萩

村上帝國水産會長、小濱農林省漁政課長、淺田熊本遞信局海事部長の外第二回西部日本水産會出席會員八十余名は萩町史蹟見學の爲五月二十九日來萩

豫備役陸軍輜重兵中佐中村喜代藏氏は五月二十三日病死せり

衛生

●結核豫防デーに關する狀況

毎年四月二十七日全國一齊に施行すべき結核豫防デ

ーに關し萩町及町内各小學校に於て實施したる事項の概要左の如し

因に當日に先ち各區長役場を経て町内各戸に左記注意書を配布し又當日は午前六時煙火二發を打ち

上げ一般の注意を喚起せしめ實行事項の勵行に努めたり

結核豫防上の注意

◎乳兒に關する事項

乳兒は結核に罹り易いから人込みの場所へは可成連れて行かぬように尙ほ子守の健康に留意し規則正しく授乳を爲すこと

◎小兒に關する事項

小兒の遊びは可成戸外に於て爲さしめ虚弱な小兒には充分の休養を興へ蟲齒及口中の衛生に留意し厚着を避け食事は規則正しくして適當の運動を奨勵すること

◎豫防に關する事項

大酒夜更かし等をせぬようにし又冷水摩擦などに皮膚を強固ならしめ攝生を重んじ体力の充實と抵抗力の増進に努め常に快活に働き患者と思はしき人に接するときは三尺以上を離れて談話すること

◎患者及患者に關する事項

(イ)痰を吐き散らさぬように必ず痰壺か便所へ又

痰壺は時々消毒を行ひ汚染したる紙などは焼くか便所へ入るゝがよい便所も時々消毒を爲し咳や「くさみ」をするときは紙か「ハンカチ」で口を掩ひ決して他人に向けてせぬように注意すること

(ロ)患者に在りては時々家屋及寢具衣類等の日光消毒を行ひ患者は全然別室として使用品等も全部別物とし外來者等あるときは患者との談話其の他に注意し他人の迷惑にならざるようにすること

一、本縣では貧困者の爲結核早期診斷所を萩町内に設置せられたから希望者は警察署にて無料診斷券を求め江向山本醫院に於て診斷を乞ふこと

一、本月二十七日に限り一般希望者に對し無料で咯痰の検査を致しますから清潔なる容器に痰を入れ住所氏名及年齢を記し弘法寺の萩細菌検査所に申し出づること

一、患者の使用したる物品は堀内病院内消毒機の利用をお奨めすると同時に一方室内の消毒も申出に

應じ萩町に於て消毒を致しますから希望者は其の旨を萩町役場庶務課へ申し出づること

當日の實行事項 (雨天順延)

- 一、唾壺の設置ある箇所以外に放痰せざるよう注意するは勿論當日は特に唾壺の清潔及消毒に努むること
- 二、家屋内の清掃常用衣類及寢具類の日光消毒等を行ふこと

萩町役場

町立各小學校に於て實施したる事項

記

- 明倫小學校
  - 一、結核に關する講話及衛生検査
  - 二、校醫、學校衛生に付巡視
  - 三、兒童衛生思想調査
  - 四、校舎内外清掃

- 椿東小學校
  - 一、各學級に於て結核に關する講話を行ふ
  - 二、結核に關する常識試験施行(尋五以上)
  - 三、掃除「マスク」の使用實施に努む

越ヶ濱小學校 一、長谷訓導をして結核に關する講話をなさしむ

- 椿西小學校
  - 一、學校長の結核豫防に關する講話
  - 二、寢具、寢衣其の他の日光消毒
  - 三、舎内特に平素陰鬱なる場所の通風採光
  - 四、痰壺等の特別検査及修補
  - 五、課外運動

- 白水小學校
  - 一、結核豫防に關する講話
  - 二、校舎内外の消毒の大掃除

- 木間小學校
  - 一、結核豫防に關し校長及校醫の講話
  - 二、校舎内外の大掃除及器具寢具類の日光消毒
  - 三、職員及兒童の特別身体検査

◎産婆登録

本縣産婆名簿に登録せられたる者の内萩町關係の分左の如し

登録番第一、五二〇號萩町東田町五十八番地  
新庄 夙香

チフテリア  
猩紅熱  
計

右計数の内死亡者 疫痢五名 赤痢壹名  
八 一 一  
一 三  
二 一 三

◎五月中町立堀内病院記事

一、五月一日より十五日迄町内小学校児童の腸チブス  
豫防注射施行に付院長事務員及看護婦共夫々各學  
校へ出張

◎昭和四年一月以降死亡者  
埋火葬別

病名	五月中發生數		四月迄發生數		計
	男	女	男	女	
腸チブス	二	—	—	—	二
赤痢	三	—	—	—	三
疫痢	三	—	—	—	三
火葬	—	—	—	—	—
埋	—	—	—	—	—
計	五	—	—	—	五

◎昭和四年一月以降傳染病  
患者數

人事

◎萩町の人口動態

項目	四月	中	五月	一月以降累計
婚姻	四五	—	—	四五
離婚	三	—	—	三
出生	一一〇	—	—	一一〇
死亡	六六	—	—	六六
死産	二	—	—	二
一月以降累計	二六九	—	—	二六九

◎五月中寄留者の異動

項目	男		女		計
	男	女	男	女	
出寄留者	八二	—	八四	—	一六六
入寄留者	二四	—	三〇	—	五四
退去者	二六	—	四	—	三〇
復歸者	五	—	一〇	—	一五
一月以降累計	—	—	—	—	—

◎受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受  
刑の通知を受けたる者左の如し  
昭和四年五月中

罪名	現住に る者		現住に せざる者		計	一月以 降の累 計	前年一 月以降 の累計
	男	女	男	女			
殺人	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—
住居侵入	—	—	—	—	—	—	—
竊盗	—	—	—	—	—	—	—
出版法違反	—	—	—	—	—	—	—
飲食物防腐劑取	—	—	—	—	—	—	—
縮規則違反	—	—	—	—	—	—	—
船舶底曳網漁業	—	—	—	—	—	—	—
取縮規則違反	—	—	—	—	—	—	—
詐欺横領	—	—	—	—	—	—	—
賭博	—	—	—	—	—	—	—
竊盗	—	—	—	—	—	—	—
機船底曳網漁業	—	—	—	—	—	—	—
取縮規則違反	—	—	—	—	—	—	—
出版法違反	—	—	—	—	—	—	—
飲食物防腐劑取	—	—	—	—	—	—	—
縮規則違反	—	—	—	—	—	—	—
住居侵入	—	—	—	—	—	—	—
竊盗	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—
殺人	—	—	—	—	—	—	—
失火	—	—	—	—	—	—	—
阿片煙販賣	—	—	—	—	—	—	—
銃砲火藥取締法	—	—	—	—	—	—	—
違反	—	—	—	—	—	—	—
齒科醫法違反	—	—	—	—	—	—	—
賣藥法違反	—	—	—	—	—	—	—
陸軍々人服役令	—	—	—	—	—	—	—
施行規則違反	—	—	—	—	—	—	—

暴力行為等處罰  
違反  
船員法違反  
自動車取締令違  
反  
古物商取締規則  
違反  
議員選舉法違反  
印紙稅法違反  
結核豫防法違反

一  
一  
三  
二

要塞地帶法違反  
關稅法違反  
業務上過失致死  
嬰 兒 殺  
贓 物 牙 保  
山口縣警察犯處  
罰令違反  
計

一四  
九  
二二三  
五九  
三三

雜 事

◎改正民事訴訟法の實施に際し

司法省民事局バンフレット稜萃

一、民事訴訟法改正の由來

我國に於ては明治維新直後從來の裁判制度に一大

變革を加へ主として泰西の例に倣つたことは茲に説くまでもない民事訴訟に關する法規とも見る可きものには明治六年布告第二百四十六號訴答文例があり其の他裁判所の職制、上訴手續等に關して數箇の布告があるが明治二十四年に現行民事訴訟法（明治二十三年公布）が實施せられる迄の間は要するに舊時

代から新時代に移る準備の時代即ち所謂過渡時代啓蒙時代と觀る可きであつて我國の民事訴訟に一新紀元を劃して整備せる條章を具有するに至つたのは實に現行民事訴訟法の出現であつた。

現行民事訴訟法は其の實施以來四十年に近い歲月を閲した而して其の成績はさうであつたか。泰西式の民事訴訟を我國に植へ付け生ひ茂らしめた大功績は慥にある、裁判及其の手續の公正は年と共に大成して裁判所は國民の倚賴を受くることゝなつた。

斯くの如く現行民事訴訟法の齎した成果は大きかつたが扱それは完全なものであつたであらうか理想的のものであつたであらうか其の實績に徴して少くとも一つの大きな遺憾事があるそれは訴訟の遅延である。民事訴訟の二大要諦の中で公正の点に遺漏はなかつたが迅速の点は不幸にして成功しなかつた。敢て統計上の數字を擧げるまでもなく我國の民事訴訟は其の進行が甚だ緩慢であつて訴訟の完結までに多大の日子を要するものゝ、尠からざることは寔に遺憾至極のことである。

現行民事訴訟法の下に於ける訴訟の遅延は夙に懸

念せられて居たところであつて之が爲法律改正の議が起つたのであるが兎に角大法典である其の改正には慎重な調査を必要とするので法典調査會以來専門家の委員會に於て研究せられ來つたのであるが事件の激増とともに訴訟遅延の實害は益々其の程度を加へ法律改正の必要は愈々急迫を告ぐるに至つたので遂に第五十一議會の協賛を経て大正十五年法律第六十一號として新民事訴訟法が公布せられ昭和四年度から實施せられる豫定となつて居るのである。

二、民事訴訟法改正の重なる點

民事訴訟法の改正は固より多岐に亘つてゐるが其の重なる點は準備手續の擴張、期日の合意變更の制限及證據調に關する手續の完備である。

一、準備手續と云ふのは口頭辯論準備の手續であつて即ち辯論の開始に先だち一人の係判事を命じ同判事に於て事件の下調を爲し當事者の主張を要約して争點を明にし其の争點に關する證人證書其の他の證據方法は豫め悉く之を申出で置かしむる等一切の準備を整頓したる上辯論を開始するのであつて一度辯論を開始すれば新事實の主張や新證據の提出は眞に

己むを得ざるもの、外は之を許さず準備手續に於て爲したる主張及申出たる證據の範圍内に於て着々審理を進め殊に證人の如きは豫め辯論期日に之を呼出し置くを以て大概の事件は一回の辯論を以て審理を終り大事件と雖も二三回を以て終結することゝ爲る譯である従つて從來の如く審理中屢々係判事の更迭を見るが如きことなく同一の係判事が極めて短き間に證人の訊問其の他の一切の取調を了り斯くして得たる訴訟材料に基きて判斷を下すことゝなるから迅速に審判を完結すると共に一層判斷の正鵠を期することゝ出来る譯である。從來の例に依れば訴訟は原告の側には多少の準備はある譯であるが被告側に於ては殆んど何等の準備なく訴狀一本を以て辯論を開始することが稀ではないから審理の進行に節制がなく最初に主張すべき事が最後に主張せられ最後に提出すべきものが最初に提出せられ従つて動もすれば主張するところ提出するところに矛盾があり重複がある又審理の途中に於て準備の爲に審理を延期することゝ甚だ多い之が爲に小事件と雖も度々辯論の期日も重ね其の間往々係判事の更迭を來たして審理の更

新を除儀なくせられ無用の勞力と餘計な費用を費し斯くして訴訟の遅延を來たし動もすれば満足なる裁判を得る能はざるに至るの虞がある是れ實に今日民事訴訟の一大禍根であつて此の點に鑑み新民事訴訟法は凡そ地方裁判所以上の訴訟に於ては準備手續を必要とすることゝ爲した次第である。

二、期日の合意變更の制限と云ふのは現行民事訴訟法では原告被告の間に合意が出来ると審判の期日は自由に延期せられ得ることゝ爲つて居る。元來民事訴訟は當事者本位であると云ふ思想の下に斯様な主義を貫いたのであるが實際の結果は之が爲に甚だしく訴訟の遲滯を來たすことゝ爲つたのである即ち當事者の一方が一度相手方に懇請して期日を延ばして貰へば今度は相手方の延期の相談に應ぜざるを得ざる義理合となり合意延期は頗る頻々とは行はれる殊に此の弊は代理人に依る訴訟に於て甚しいのであるが斯る場合裁判所は當事者双方の合意ある以上如何ともすることが出せないのが現行の規則である。斯くして延期に延期を重ねる結果が訴訟遲滯の一大原因となつたのである成る程民事訴訟は私權の争を決す

るものであつて裁判所は當事者の出訴を待ち之を審判するものであるから當事者に異議なき以上は期日の延期の如きも之を許して差支なきものゝ様であるが訴訟手續が全体として圓滑に進行して行くことは國家全体の政務として重要なことであるのみならず訴訟の眼目たる私權保護の目的を達する上から觀ても極めて大切なことゝ謂はねばならぬ従つて事件の進捗を當事者の意思に一任し當事者の合意あるときは事情の如何を問はず延期を認めねばならぬことゝなつて居る現行法は當事者主義の極端に馳せたもので固より其の當を得ないのである依つて新法は訴訟促進の一方として所謂合意延期を認めざることをし即ち當事者に延期の合意あるも裁判所は事情を考量して適當なる裁量をなし延期を許すべきものは之を許し許さざるを相當とする場合には審理を進行することを得せしめ以つて訴訟の圓滿なる進行を圖ることゝしたのである。

三、證據調の手續に付ては新民事訴訟法は種々なる點に改正を試みてゐる從來の如く當事者の申出のみによる證據調をしないで場合に依つては裁判所が當

事者の申出を俟たずして自ら證據調を爲し得るものとしたこと證人宣誓の手續を嚴肅にして偽證の防止を圖つたこと證言拒絶の場合を制限し第三者が文書提出の命に従はざる場合に於ける制裁の規定を設けて國民の證據資料提出の義務を擴充したること等は其の重なるものである斯くして新民事訴訟法は一般人に對し眞實なる證據資料を迅速に提供し裁判の適正を得るに協力することを求めてゐる。

以上の外新民事訴訟法に於ける改正の諸點は數多の事項に亘つてゐるが前述した如く是等の改正は裁判事務に關與する者の努力に俟つに非ざれば到底所期の効果を收め得るものではないことは勿論であるが一般人が從來の如く裁判事務に冷淡であつては折角の努力も好結果を得ることが出来まいと思はれる

三、民事訴訟に關し國民の反省を求むる諸點  
從來民事訴訟に付ては吾國民は頗る無關心であつた其の事例の著しきものを舉ぐれば次の如くである一、原告本人又は被告本人が訴訟を辯護士に依頼するに當つて其の事件を辯護士に委任すれば總べてが濟むと云ふ風で詳細の事實事情を辯護士に告げない

場合が少なくない様である辯護士は之が爲に往々訟  
 廷に於て相手方からの事實の陳述に對して充分に辯  
 解を爲すことが出來ず調査の必要を生ずる爲審理延  
 期の已むなきに至ることが尠くないのである又證據  
 の申出の如きも本人から證據材料の全部を取纏めて  
 差出してゐない爲に其の場其の場に當つて證據を搜  
 がさねばならぬことになり訴訟の進行は之が爲著し  
 く阻害せられることになるのである。

新民事訴訟法に於ては前述した様に辯論準備手續を  
 擴張したのであるから一般人が訴訟に對し從來の様  
 な態度を取つてゐると折角の主張や抗辯や又は證據  
 の申出が時機に遅れて最早之を提出することが出來  
 ない様になり思はざる損失を蒙むることに立至る場  
 合が生ずるから此の點に付ては特に注意を要する。  
 二、又當事者本人は訴訟を代理人に委任すれば其の  
 後の事件の進行や經過に付て充分に注意を拂はない  
 場合が尠くない様である是は訴訟が専門的事柄で  
 あるが爲に注意しても素人には分らないものと初ま  
 り委せ切りになつて仕舞ふと云ふこともあるであら  
 うがそれは必ずしも左様でないのであつて成る程裁

判手續は専門的のものには違ひないが又一面世間普  
 通の事務に過ぎないのであるから常識上其の取扱振  
 りなり手續上の運びなりに不條理不適當の廉があれ  
 ば相當に之を監視することは出來る筈である然るに  
 それを怠り事件を成り行きに委せて置くが爲訴訟の  
 落着を遅延せしめることとなり結局自分も迷惑をす  
 ることになるから今後は當事者本人に於ても事件の  
 進行に注意することが肝要である肝心の本人が緊張  
 して來なければ訴訟法のみを改めても訴訟の改革は  
 出來るものでないから特に世人の猛省を望む次第で  
 ある。

三、裁判事務が國家の政務中最も重要なものに屬  
 してゐることは申す迄もない所であるに拘らず從來  
 一般人は之に對して未だ充分の理解を持つて居ない  
 様である證人として呼出しを受けた場合にも證言は  
 國家正義の擁護の爲に爲すものであることを忘れ動  
 もすれば出頭を嫌忌し裁判所に再々呼出の手續を懸  
 けて訴訟遅延の大原因を成すのみならず又出頭はし  
 ても恰も當事者の何れか一方の爲にしてやる様な考  
 へを抱き従つて故ら當事者一方の利益になる様な證

言をしたり又當事者一方の不利益になる證言は思切  
 つて之を爲さない様なことも少なくない之が爲裁判  
 所をして事實の真相を捉へるのに多大の努力を空費  
 せしめる様なことになるのみならず甚だしきに至つ  
 ては裁判所の判斷を誤らしむる様なこともないとは  
 限らない而して一般人は當事者の一方の何れかと友  
 人其の他の關係のある場合に其の人の爲に利益な証  
 言を爲し若し不利益な証言を爲すことを差控へるの  
 を以つて左迄不道德のことと考へてゐない様である  
 併し之は誤れるの甚だしきものであつて此の如きこ  
 とこそ社會共同生活の上から見て不道德の甚だしき  
 ものと言はねばならぬ。國民が証人鑑定人等として  
 誠實に事實認定の材料を裁判所に提供することは前  
 にも一寸述べたる如く國家政務中の重要な裁判事  
 務を援助する所以である従つて國家正義を擁護する  
 所以であるから國民の重大なる義務であると言はね  
 ばならぬ、此のことは現行民事訴訟法に於ても同様  
 であるが新民事訴訟法の施行に當り訴訟革新の機會  
 に際して更に國民の反省を促す所以である。

今や陪審法は既に實施せられ新民事訴訟法の實施

も近きに在らんとしてゐる國家は其の裁判事務に付  
 て一般人の協力を熱望してゐるのである抑も民事訴  
 訟は個々の事件に付て當事者の利害關係のみより見  
 ればそれは原告被告の何れが勝つか負けるかと云ふ  
 單なる利益の問題であるとも見られないこともない  
 併し其の勝敗は法の維持正義の擁護の結果であるこ  
 とを忘れてはならぬ之を社會的國家的の見地より觀  
 れば實に重要な公益問題である國家正義の表現た  
 る裁判に對し無關心であると云ふことは取りも直さ  
 ず自己の生活を保障しつゝある社會秩序に對し無關  
 心であることである。

吾國民は國家の爲には一旦緩急あらば身命を鴻毛  
 の輕きに比し鐵火の巷をも辭するものではない斯く  
 して非常時に際して國家の存在國家の秩序を保持し  
 來たつたことは光輝ある歴史の示す所である平時に  
 於ける國家の存在國家の秩序を保持すべき終局の務  
 は國家正義の發現たる裁判の尊重と云ふことにあら  
 ねばならぬ。

司法當局は新民事訴訟法實施の近きにあらんとす  
 るに際し平時に於ける國家の存在と秩序の保持に付

て一般人の協力を熱望して止まざるのである。(完)

●萩町公會堂に於ける山崎延吉先生の農村經營に關する講演筆記 (一)

萩町農會 森田 技手

私は岡村郡長の頃此の萩町へ地方改良の講習會の爲伺つたことがあるが大分以前であつて其の後伺ふたことがありませぬ今回郡農會の御催しで此の地方二三箇所御話しを致すことになり此處へ伺つた次第であります

近來萩町の狀況は不案内でありますから如何なる話しを致しましたら痒い處に手が届く様であるか心配してゐますところが皆様に通知が出てゐるのを見らると農村經營と云ふことに爲つてゐる此の農村經營と云ふことは極めて多方面の話しを申上げぬと出來得ないのみならず二三時間以内のことであるから茲では農村經營として氣を附けねばならぬことで斯様にしたら宜しからうと云ふことを話したいと思ひ

ます

只今阿野君の話しの中にもあつた如く現在の總てのことが都會中心で而も政策まで都會即ち町方が中心である故に都市は益々擴張進展して盛んなものである即ち捨て、置いても擴張發展する都市に向は都市計劃と云ふものまで出來て苟しくも市制を布いてゐる地方は何れも此の恩恵を享けてゐる此の都市計劃は大正八年に日本の代表とする六大都市を改造すると云ふ法律であつた是は日本の國としては當然のことと思つて反對を持つてゐる人も無かつたが大正九年十年十一年と此の法律が擴張して今日では市制を布いてゐるものは何れの地も此の法律を適用することに爲りました即ち市制を布けば立派な都市を造ることが出來ます故に市民は前途に希望を以て進むこととなり道路水道其の他の設備に希望を囑ることが出來るのである然るに國家の根本をなしてゐる町村民の住所には法律を以て保障されないから將來の町村は如何に成り行くか判らない現に當町即ち萩町も如何なる運命を以てゐるか判りませんが又村としても將來發展するか衰へるか判りませぬ從つて町村

に住んでゐる有爲の者は機會を捉へては都會地へ出て行くことになる此の萩町は知りませぬが何れの町村に於ても現住戸數と在籍戸數とを比較して見ると現住戸數の方が尠ないのであるのは田舎に住むのを快しとしないので都會の地へ出て行くからである故に國家の政治を公平にするに云ふ上からでも亦政策の公平と云ふ上からでも市民を保障するといふことあらば町村民も保障せられねばならぬ此の点に付て政治家も亦政府當局も思ひを致してゐないのは頗る残念なことと思ふ都市計畫を全國の都市に實施するならば農村には農村計劃を樹つるべきものである政府に於ては西洋の式に倣ふて都市計劃を實施するとなれば我國としては農村計劃を實施して然る後都市計劃に著手する筈である私は二三年前に農村計劃と云ふ書物を著してゐるが今に至るも是は最もと云ふ人は一人もありません私としては國家社會の理想として是非農村計劃をやらねばならぬと提唱してゐる者である

先年政友本黨として床次さんが總裁でゐられた時は非農村計劃をやらねばならぬと私が申出た處主義

綱領の中に農村計劃の事が加へられてあつたが其の後一年経ち二年経つ内に遂に除かれて仕舞つてある後ちに床次さんに逢ふたとき農村計劃を除かれた譯を尋ねたら床次さんの曰く君から話を聞いた當時は成程と思ふて政友本黨の主義に入れてゐたが其の後本黨の諸君から説明を求められ遂に辯明が出來ぬ様になり結局總裁として説明の出來ぬものはと云ふことで遂に取り除かねばならぬ事になつたのであるある政治家としては頭のない話しであるが現在の政治家は自分の頭で計劃を樹つてゐることの出來ないと云ふことは之のみではない斯ふなると農民は農民それ自ら農村計劃を樹てねばならぬ政府政黨としても氣附かぬとなれば致し方のない話である都會は希望を持つて益進展して行くのに農村は疲弊困憊して行く心細いことではありませぬか茲に於てか農村有爲の士は農村に住んで居て百姓をするよりも都會の地に出ることになり都會では就職難と云ふことになる政府政黨は此の点に氣が附かん農村が疲弊して國家の隆昌は思いもよらん農村諸君の内からは非農村計劃の樹立に働いて貰はねばならぬ兵庫縣岐阜縣に於

ては農村計劃を樹てることに爲つてゐる。先年山口縣農會主催の町村農會技術講習會の際も話しましたが國家が安全に成立して行くのには農村が發展してこそ始めて國家の隆昌となるのである彼の丁抹といふ國は地圖を見ても餘程氣を付けてねば見當らぬ位の小國である然るに丁抹は農村を以て繁榮して居る此の點は世界各國から氣を付けて見られつゝある丁抹は我が國の九州位の面積で人口は約三白四十万と云ふ日本の一府縣の人口位で而も此の内百姓は壹百六万で國民の殆ど三分の一に當る戸数は約二十万戸で之亦日本の府縣の内には多々ある然るに海外貿易は日本の價格にして十億圓を下つたことはないとして此の内八割四分即ち八億四千万圓は百六万人の収益である此の國は農家の収益即ち農民に依つて成立してゐることが良く判る此の収益を一戸當りに割り當つると約四千二百圓を外國から取つて來る物産の賣買代金である山口縣の農家の収入は知りませぬがそんなことはあるまい福島縣東郡郡は農家一戸當り七百五十圓で大分縣は一戸當り平均九百圓埼玉縣では四百九十五圓山口縣も其の位であつて

大した相違はあまい而して丁抹の百姓は一年働いて外國の金を取つてゐるのみにても一戸當り之れ以上であると云ふことが判る從而農村が豊かであると云ふことも判る而も自動車の普及してゐることは一戸一台の割合である従つて農村の道路の良いことも想像される又農家にピアノを持たない家庭はない「ピアノ」は「オルガン」に比して價格の高いことは御承知で彼等が如何に豊かに生活してゐるかも判る其の上壽命を調べて見ると男女平均五十七歳の長命を保つてゐる英國及米國は四十五歳で日本人は平均三十一歳と云ふことに爲つてゐる故に日本人は丁抹人に比して二十六ヶ年英米國人に比して十四ヶ年の短命であるから總て行き詰らざるを得ん諸君都を以て都を榮へ得ない町村が繁榮してこそ都會は榮ゐるのである如斯にして丁抹は國家を成立さしてゐる丁抹は今より百年前獨逸のプロシヤコンペラト國より起り獨逸聯邦國を作り隣國を攻め丁抹をも攻め取らるゝことになつたので之と戦つたが物の見事に負け目星の處は獨逸に取られ殆ど滅亡に等しき状態となつたのである然るに丁抹には國家を思ふ人々多く如何

にかして獨立せんものと老弱男女協同して立つことになつた此の時宗教家に「グレンドウオー」と云ふ人が居つた先づ丁抹の獨立は人間を造るにありとして總てを人の教育に意を注ぎ茲に於てか丁抹には教育の革新が行はれ教育の振興を叫ぶに至つた即ち丁抹の國民高等學校は是より始まつたのである總ての事業を遂ぐるには人を造ると云ふことが大切であるが丁度此の萩の松下村塾より人格者が出て、維新の革新を遂たと同じである此の國民高等學校は先生も生徒も共同の生活を爲して修養するので今日の學校とは風變りのしたものである我國では現在高等教育を享けたものは多く農村より都會へ出向く爲農村は立てなくなるが丁抹の國民高等學校の教育を受ける者は主として農民である丁抹にも日本と同じく小學校はある小學校を卒業すると學校は一時止めて實業の見習をやらせる日本とは教育の方法が違つてゐる十八九歳頃になると此の實業に關し多くの疑問が起る此の時に國民高等學校に入れて長いのは一ヶ年短いものは半年の間丁抹魂を打込むのである所謂松下村塾と同じ經路である即ち松陰先生は武勇を以て大和

魂を練られたが丁抹は丁抹獨立當初の歴史を良く教へるのである日本に於ても歴史は教へて居るが此の歴史も關が原の戦は慶長五年徳川と豊臣の天下分目の戦である位の事では子供の精神上に及ぼす教育としては効果の尠いものである丁抹に於ては實際の教育として歴史上英雄豪傑の傳記を詳かに教つて而も歴史的に其の人物の養成に努めてゐる斯の關が原の戦に於ても木村長門守といふ豪傑が居た此の人はやはり亞米利加から來た人ではない日本人である故に諸君の頭の中にも木村長門守のあるべき筈であると云ふ風に教育するならば矢張り生徒も血湧き肉躍りて木村長門守の如き人物たらんとするものである只歴史の年代的の如きものを教へてゐる様では修身的教育にはならぬ

今一ツは唱歌を歌はせることであるこれも何千何百と一場に揃つて而も丁抹國の英雄豪傑の傳記を歌ふのであつて母國を愛し祖國の發展を企圖する源を作るのである又如何に國家を愛する觀念はあつても身体が弱くては仕方がないから丁抹獨得の体操を教へてゐる丁抹の体操は日本の夫れとは少々風變りがし



てゐる日本の体操は曲る所を曲げる体操であるが丁抹のは曲らぬ所を曲げる体操である元來身体は前には曲るが後には曲らぬ之も骨が固まつて仕舞へば曲らぬが若い時分から体操で仕込めば骨の折れる様なことはない故に体操は痛い思ひをしても身体が自由自在に使える様になり精神的にも教養を受くることゝなる

身体が丈夫に出来上れば國家の源となる能率が向上し尙ほ身体が出来始めて始めて農學校へも行く師範學校へも行く總ての人の壽命が長いから十八歳でも子供の取扱をしてゐるのである

元來日本の現状では其の人物養成にも欠陥がある日本は小學校から農學校などへ良く入る小學校から來た生徒は實習などは殆どヘトヘトで全々ものにならない故に卒業生に碌な者が無い即ち卒業しても實際の實業には間に合はぬのである仕方がないから補習學校の先生或は農會の技術員となる是等が又社會に流す主義主張は體驗のない事が多い如斯有様では何年経つても農村は疲弊するばかりで改革の見込は従前同様合ぬ引合ぬ儲からぬと云ふことになる

本にも丁抹が出来てゐる故に歐洲まで見に行く必要はあるまい

日本の丁抹は愛知縣碧海郡である是は文部省の國定教科書にも日本の丁抹として載せてあるから私一人が申すのではない文部省にも之を認めたから如斯國定教科書に載せたのである故に碧海郡には農家の困憊と云ふことはない

萩町は其の昔毛利公の城下である昔は人民を四階級に分けて曰く士農工商之である而して一國の政治に參與する爲め學問をする人は士である昔教育を受けた者を調べて見ると必ず士である然るに士は四民の内小數である小數の者が何故に上に立つて政治をしたか今日から考へて見ると合點が行かぬ多數政治の今日に小數の人の政治が成立つ理由としては即ち日本には昔から武士道と云ふものがある即ち武士道は貴ばれてゐる我が國としては大切なものである昔の士は寝ても覺めても此の武士道を守り自ら自重し反對の考へから侮りを受けぬ様他から馬鹿にされぬ様人から輕んじられぬ様にと氣を付け万一人から無禮を享けたら一刀のもとに切捨てること云ふ風に自重

丁抹は此の点に深く注意して小學校を出づると先づ實業に就かして然る後教育するのであるから能率も上り總ての農産品を安價に提供するから佛國も獨逸も仕方なく農産市場に於ては丁抹國とは太刀打ちが出来ぬ

主要食糧品としては日本は米麥であるが歐米諸國は小麥である丁抹は此の食物を作ることを主眼として之に附帶して畜産製造品を出してゐる此の額は年額四千万圓で世界の三分の一の生産を占めてゐる從つて畜産に伴ふ堆肥即ち自然肥料が出来て畑の實收が多いのである故に百姓は金が良く手に入る日本の百姓は金が良く手に入ると例へば千圓収入があれば二千圓も使ふと云ふのであるが夫れではつまらぬ千圓収入があつて千圓消費しては黒板に書けば〇なりとも残るが實際は屁と同じである汗と油で取り上げた収入が屁と同じでは困る茲に於てか丁抹に於ては經濟上の自覺があつて理想的の産業組合が發達し今日の如き立派な國を建てゝゐる總て事業を起すには理由を尋ねるのも必要だが手本を取ることゝ頗る必要である丁抹の手本を取ることゝは困難であるが近來日

してゐた故に四民の中でも禮儀作法に通じてゐるし尙ほ又人格も高く男子の一言金鐵の如しと云ふ風に信用が厚い殊に一朝事あるときは日頃の武術の練磨により事に當るから自ら權威が認められて居る其の爲に少數の者が多數の者の上に位し政治を司つても異存があるまい然るに今日の状態を見るに政治は多數本位である農民は國民の多數を占めてゐるに拘らず農民程侮られるものは他に無い昔の武士道とは反對である

私は東京に出ますと神田の神保町邊に宿ります此處には割安の下宿もありますから先づ全國から集る地方人士は此の邊に宿るものが多數である面白い事には此の地方から出て誰れが見ても土百姓としか見受けられぬ連中が何々町村會議員とか何々婦人會員とか甚だしきに至つては元何々町村會議員と宿帳に記されてゐる如何に宿帳に百姓と見せかけぬ様記されても看板に偽りなし白い足袋も風呂に入る時は脱がねばならぬ足の垢切れで宿の女中共是は御百姓でと侮るのである人の侮るのはまだしも汽車に乗り互に談し合ふ内にも兎角其の人の職業を尋ね合ふもの

であるすると私は小學校教員私は銀行員或は會社員商賈なりと語り合ふ貴殿はと尋ねると私は御恥しいと中々云ひ出さぬ一驛も二驛も過ぎて遂に私は百姓であると語り出す何が百姓で恥しいか自ら悔り人亦悔ると云ふ如くで少し不景氣にでも爲つたなら直に引き合はん儲からんと叫び出す所が碧海郡には斯様な者は一人もゐません引合ふ様に研究して儲かる様に工風せねばならぬ筈なのに此處にも彼處にも合はん引き合はん儲からんが全体に擴がり活動しないのである斯様なことでは農村の振興が出来得る筈がない大いに精神作興を計るべきだ

先刻河野君は田舎には多くの子女を女學校に入學せしめるから農村の青年は結婚難と云はれた又近頃は縣立の女學校も漸次實科の名前を削らぬと女學校が成り立たぬとの話であつたが女たるべきもの、理想の夫は百姓である髪の色へた色の青白い奴は物にならぬ筈だ

百姓は汚い臭ひ醜ひと云ふ解釋は本當を知らぬ外面を見て内容を見てゐらぬからである誰しも大小便は臭い汚いに違ひはないが臭味のない大小便は肥料に

ならぬ田の中を蛙の様に這ふのは外面から見ればつまらなく見ゆる (以下次號)

●夏蜜柑の剪定に就て (三)

成澤町 技手

剪定の方法は各部分に於て之を異にせざるべからざるものなれば次の如く分類して説明す

1、枯枝の剪定

枯枝の有害なることは既に述べたるが如くなれば如何なる場合と雖必ず基の部分より鋭利なる器具を用ひて剪去すべし

2、懐枝の剪定

幼樹のとき又は日焼を豫防する爲に或は其の幾分を残すことあるも大樹にありては利することなきのみか害多きものなれば是は悉く基部より剪定すべし

3、根部に近き枝條の剪定

根部に近き枝條の剪定は苗木の時代に於て最も

必要なるものにして即ち苗木の本幹を一尺乃至一尺五寸の所迄一本立となし夫より上部に於て三四の主枝を出さしむることは所謂整枝上に於て最も必要なるものなり故に接木後發芽の當初より常に注意して下部のものを剪去せざるべからず而して從來各地に於て養成せらるる苗木は一定の主枝なく地際より直ちに多數の枝を分出せるを以て斯るものは可成一尺以上の所より出でたるものを残して他は漸次剪去すべきなり

苗木の定植の當時地際の横枝を剪定する場合に小なるものは扱て置き少しく大なるものは如何にも發育を阻害するが如き感ありて剪定するに忍びずと雖二三年ならずして剪りたるものは否らざるものに比し却て其の樹の生長を促進するを見る然れども幼樹に於ては一時に全部を剪去するときは俗に云ふ日焼を惹起し樹の生長を害するものなれば漸次上部の生長に伴つて剪定せざるべからず

4、下垂枝の剪定

樹齡を重ねるに従ひ枝梢は漸次擴張し下部の枝

は上部の枝に壓倒せられて次第に下垂し地上に接著するに至る斯の如き枝の多からんか中耕除草施肥害虫驅除等の作業に不便なるのみならず降雨に際せば果實葉共泥附きとなり品質を劣悪ならしむるものなり故に適宜支柱を興ふと同時に甚だしきものは漸次剪定するを可とす

5、夏梢の剪定

夏梢は多く幼樹の間に出で盛果年限に達したる樹上には極めて少きものなり特に土地の肥沃なる場合で窒素肥料の過多なる場合は二尺乃至三尺位にも伸長し之を自然に放任し置くときは其の先端より翌春新芽を出し下部は空間を多く生じ樹姿を亂すべく又結實歩合も少きが故に適當に切り縮むるときは將來の整理上主枝となり或は種枝ともなるものなり

然らば幾何の程度に迄短縮すべきかこれは樹の一侧にのみ發生して樹形を亂す如きものは基部(春芽の部分の方可なり)より剪去し又或一側面の春芽の伸長悪しく樹形の均衡を失ひたるが如き場合には此の夏芽を利用して適當(全長の三

6、秋梢の剪定

分の一位に切り縮むるときは有利なり  
秋梢は軟弱にして寒害にも罹り易く又劣悪變異  
等も來すことあるものなれば悉く基部より剪去  
すべし

7、徒長枝の剪定

徒長枝の剪定は樹令に依りて多少斟酌を要す即  
ち八、八年までは生長遅々なるも其の以後急激  
に伸長増大するが如し故に幼樹に在りては樹姿  
の形成する上に於て必要なることあるも十五、  
六年以上に達したるものにて尙ほ盛んに發生す  
るときは往々樹姿を亂し結果を不良ならしめ徒  
らに養分を徒費し隔年結果等の弊を現はすもの  
なれば根底より剪去すべし但し周圍の状態によ  
り極めて強健なるものは二分の一乃至三分の一  
に切り詰めて殘すことあるべし

8、種枝の剪定

種枝は翌春に至り先端二、三葉腋より結果枝を  
抽出するものなれば餘りに多數の種枝を存置す  
る時は結果枝の密生を來すが故に完全なる結果

9、結果枝の剪定

結果枝の長さは固より樹勢に依つて一様ならざ  
れども一般に二三節乃至六七節の生長をなす而  
して之を果梗の部分より剪定し置くときは翌春  
これより出づる芽は薄弱なるのみならず基部の  
芽は發芽することなき爲それ丈け空間を生ずる  
ものなり故に強大なる結果枝は三四葉弱きもの  
は一、二葉にて剪去すべしこれを行ふ時期は果實  
採取の際に於て行ふを便利なりとす如斯すると

11、樹形を亂し或は交叉せる枝上の剪定

育弱きものは二三芽に短縮して丈夫なる種枝を  
出さしむる方可とす

10、僞結果枝の剪定

本春開花結實せるも幼果に於て或る障害の爲に  
落果せる枝なれば翌春再び結果枝を分出するも  
のなる故比較的強健なる枝は其の儘に放置し發

元來柑橘は枝梢の生長遅々なるを以て栽植距離  
概して狭小に失するは各産地の通弊なり故に栽  
植十七八年にして既に交雜し其の甚だしきもの  
は側方には恰も懷枝の如く殆んど完全なる果實  
が見えず僅かに上方に於て結果するのみなり若  
し一時に其の中間の方を採探するとき急に收  
量を減少し經濟上打撃を受くること多きこと以  
て知らず遅延し其の弊を深からしむるが如  
し故に栽植距離の狭きものは初めに益あれども  
終りに害あるべく最も栽植當時に於て中間を除  
去すべく計畫せるものは其の弊少きも是等は多  
數結實を見るに至り採探するは人情として忍び  
難きを以て寧ろ栽植の始めに當り充分に距離を  
隔だつること必要なり

既に栽植せるものにして兩者の相交雜せるもの  
は將來間引せんとするものに對しては烈しき剪  
定を行ひ保存せんとするものに對しては普通の

剪定を行ひ日光空氣の透通を良好ならしめ枝梢の堅實を圖るべし而して人工によりて兩樹の完全を期する爲に共に烈しき剪定を行ふものあるも斯の如きは自然樹姿扇形となり兩側面に結實を見ること能はざるのみならず樹姿次第に高上りし管理頗る不便となるべきを以て保存すべきものと然らざるものとを區別して之を剪定せざるべからず

而して保存すべきものにして若しあまり主枝直立してゐるときは此の枝を曲げ太き鐵線にて引き張り置くこと肝要とす此の曲げる角度は四十五度乃至四十五度位とす餘り極端に三十度以下に曲ぐるのは宜しからず斯く曲ぐるときは先端の枝梢が伸長するは勿論下部より新しく枝梢が伸長す此の新梢が數年の後に立派な枝となり之より多數の結果母枝を生ずるのである故に此の新梢は大切に保護しなければならぬ

曲げた主枝の先端にある枝は能く伸長し結果母枝を生ずるから之れに開花結實するのである斯く結果すると其の重みで段々主枝は幾分かづゝ

垂れる而して主枝より新たに伸びた側枝に日光及空氣の透通良好な爲に能く伸長し此の側枝より亞側枝を分岐し此の亞側枝に結果母枝を生じ開花結實するに至る此の如く各主枝の下方より伸びた側枝が亞側枝を生ずる爲遂に樹は適度に繁茂し樹枝は自ら圓筒狀を呈するものなり

一段歩に百本位密植し栽植後三十年以上を経過し此の間に更に剪定せざる園は枯枝の多きは無論のこと樹頂部丈けは具合よく枝梢が伸びて居るが其の以下の枝は隣樹の枝と互に錯交して居る而して主枝は横の方に伸長することか出來ず已むなく上方に伸長するそこで主枝の三分の二位の所までは殆んど枝なく只樹頂部にのみ結實す従つて收量少なく果實の品質は良くない之を改良するには如何にすべきやといふに樹が密に過ぎてゐる故思ひ切つて之を間伐せざるべからず少なくとも半分位に減する様にしなければ見込みなし而して他に移植せんとするものは一本の樹の主枝を三分の一位高さ四尺位の處より最初剪去し他の主枝は年々剪去する方得策なり

尙ほ枝條剪定に於て最も注意すべきことは今迄剪定せしことなき樹にありては剪除すべき枝甚だ多きものなるが一時に多く剪除するときには切口面を多からしめ却つて樹勢を衰弱せしむるものなるを以て過度の剪定を行はざる様心得べきなり

二、剪定の時期

柑橋剪定の好期に關しては諸説あり即ち春季彼岸前後數日の間を以て最も可なりとするもの或は嚴寒去りてより發芽迄の間なりと言ひ又は夏秋何れの時期に於て行ふも差支なしと説くものもあり要する所は剪定に由り樹の生理上結果の不利を招くことなく斷面の癒合を速かならしむるを以て最適とするが故に各品種の特性により或は各地氣候風土の異なるに隨ひ更に樹勢の如何により時期節に早晚あるは論を俟たざる處なり

柑橋に限らず總ての果樹は秋季は休眠期に入ると雖樹液は尙ほ組織内を流動し漸次寒冷を加ふに従ひ遲緩となるものにして全く休止するが如きことなし而して二月上旬頃寒氣の最極点に達し再び暖氣の加は

るに連れて樹液の流動旺盛となるものなり故に樹の生理上より言へば樹液の流動最も緩慢なる二月上旬頃を以て最好期とせざるべからず然れども此の時期は寒氣強くして乾燥甚しき爲切口面に寒害を受け水分の蒸發甚しく爲に癒合作用をして困難ならしむる不利あり又夏秋の候に於て稍強く剪定するときには之が爲に残存せる枝條をして徒長せしめ更らに徒長枝の發生を促すが如きことありて病虫害に對する抵抗力を弱からしめ甚しく不良の結果に陥ることあり晩秋に於ける剪定は氣溫低きを以て之れが爲枝條の伸長するが如きこと少なきも樹は茲に刺戟を受けて樹液の流動を起し凍害を蒙ること多きのみならず切口面の癒合期極めて長きの不利あり更に又新芽の僅かに伸長したるとき及開花期中に於て行ふときは新芽及花蕾をして損傷せしむること多きものなり故に柑橋の剪定は強く剪去する場合は寒氣緩みたる後より發芽前迄の間を最も好期とす而して餘り強からざる剪定は夏秋に行ふも害無きのみならず結果枝は初夏種枝は夏間に注意して間截するときには殘存せる種枝の發育を助くるものなり徒長枝及夏秋芽の剪定は春

季に於て行はざるべからず然らずして夏間に行ふときは軟弱多汁の枝條を多からしむるを以てなり、而し整枝上に於ける特別な場合には比較的丈夫なる枝條は初夏に於て剪定し二三の枝條を出さしめ好結果を得ることあり

尚ほ又結果枝の剪定は春季發芽前にして果實採取の際に行ふは頗る便利なりとす

### 三、切り方

蜜柑は癒合作用極めて遅緩なるにより枝は必ず其の基部分岐点に於て剪定又は鋸を以て切り去り其の跡を鋭利なる剪定刀を以て平滑ならしむるを可とす特に大枝を剪定する場合に於て然りとす若し之をして從來慣行し來れる方法の如く鉋を以て枝條の下部二三寸も残して切斷するときは殘部は癒合すること能はずして枯死するに至る而して漸次腐朽し始め病虫害の繁殖を助け遂には木質の腐蝕を招致するが如き弊害あり尚ほ剪定痕の大小は癒合の遅速に大なる關係を有するものにして即ち傷口の表面小なるは癒合速かにして大なるに従ひ困難なるものなり仍て常に是等の注意を怠らず枝條の細小なる間

に於て不要のものを剪去することに力め大枝は可成剪定せざる様心掛ざるべからず而して切口面粗造なるか若は凹凸を生ずるときは斷面を大ならしめたると同理なるのみならず雨水を浸して腐蝕を容易ならしむるものなり

次に樹勢の盛んなるときは剪定痕部の形成層の發達も從つて活潑なれば癒合も速かなり然るに樹勢衰弱せるときは癒合遅るゝものなるが故に衰弱せるものにありては大枝の剪定は之を避け専ら枯死の剪定に重きを置かざるべからず。之れ蓋し切口面を可成短かく而も細小にして平滑ならしむるが爲なり而して癒合を間接に促進せしめんとするには第一樹勢を強からしめざるべからず更に切口面が極めて大なるか又は癒合遅緩なるが如き状態にありては腐敗及病虫害を防ぐ爲其の表面に接蠟を塗抹し或は濃厚なる石灰ボルドー液を塗布し置くときは水分の蒸發害虫菌類等の浸入を免がれ得るものなり若し是等の藥品等無きときは土を塗抹しても有効なり而して夏梢の如き全部基部より剪去せざる場合には芽と反對なる側にて芽の上部より四十五度位の角度を以て剪定せ

ざるべからず尚ほ最も注意すべきは一時に多く剪去するときは切口面を多からしめ從つて樹勢を衰弱せしむるが故に過度の剪定を行はざること肝要なり

### 四、摘花及摘果

柑橘に摘花及摘果の必要なることは既に結果習性に於て述べたるが如く之を天然に放置せんか夥多の結果を來す爲に果實は小形且つ不齊を來し品質劣悪となるを免れざるのみならず樹に不相應の結果を爲す爲直ちに樹勢を衰弱せしめ加ふるに翌年の結果に至大の影響を及ぼし隔年結果の現象を招くものなり故に摘花乃至摘果を行ひて年々善良なる果實を多量に得ることを計らざるべからず之が方法に就き次に述べんとす

柑橘は品種又は枯木の如何肥培管理の當否並に風土等に依りて結果に早晚あるものなれども普通夏橙、日向夏蜜柑の類は接木後三四年にして結果し始め甜橙類の如きは概ね五六年を要す温州は極めて遅く少なくとも六七年を経過せざれば確實なる結果を見ること能はず即ち三年生の苗木を栽植して三四年目に始めて結果するものなり然れども尚ほ此の時代迄は

樹の骨格出來たる位にして未だ樹形が整はざるを以て若し結實を其の儘に放置するときは結實に養料を奪取せらるゝを以て樹の生長を阻害し樹形を亂すと甚し故に尚ほ二三年間は全く結果せしめざるを得策とす其の他大樹を移植したる場合をも摘花を行ふに利あり然るに盛果樹にありて摘花を行ふときは交配不十分且つ良花を摘去するが如きことなきにしもあらず故に摘果を行ふを安全且つ有利なりとす而して幼木の摘花は全部を指にて摘去すれば可なれども幾何か結果せしむる樹に周到なる摘花を行ふには樹の内部にある弱結果枝及病虫害其の他の事情により損傷せるもの又は小なるものを摘花するをよしとす甜橙類にては頂部のもの強大なるを以て此の頂端の之花を残し他は悉く摘去して可なり。次に摘果法を述べんとす

摘果は一本の結果總數如何によりて決定すべきものなれども普通夏蜜柑、ネーブルの如き大果を結ぶものには二顆を殘存せしむれば充分なり而して之を摘果するには言ふまでもなく成るべく良好なるものを殘

し病虫害等あるもの或は樹形を亂す等のものは鋭利なる剪定鋏を用ひ他のものを傷けざる様にして摘去すべし

次に摘花及摘果の時期に就いて少しく述べんとす、摘花を行ふ適期は破蕾せんとする時にあり。若し早きに失せんか未だ健全なる花を開くや否や判明せざるが故に失敗を招くことあり又晩きに失するときは摘花の効を充分ならしむること能はず然し幼樹に於ては花蕾の出づるに従ひ之を摘去せざるべからず摘果の時期も亦早晩何れに失するも不可なり即ち早きに失するときは優良なる成長を遂ぐべき良果を剪去し後日落果すべきもの及發育不良なるものを残すことあり遲きに失するときは果は既に發育して少なからざる養分を吸収し居るか故に其の効僅少ななるのみならず之が勞費を償ふこと能はざるに至ることあり

し居るが故に種枝の強弱に依りて一顆乃至二顆を摘去す第二回は七月上旬に至り不整果を去り或は結果数の多き所を間引して所定の果數と爲すを可とす所定の個數とは年令強弱等に依りて之を異にせざるべからざるものなればなり (次下次號)

◎稻作施肥法及施肥配合

法に就て

萩町農會 森田 技手

米の多收穫を期するには品種の改良整地肥培管理方法の改善等頗る肝要の事項なりとす目下稻作肥料の購入準備季節に直面し自己の稻作上に如何なる施肥配合を爲せば多收穫を得且つ生産費をも遞減し得るかを考究すること焦眉の急に屬するに依り左に其の施肥例を揚げ参考に供することとせり

施肥例一、(主肥料大豆粕萩町内暖地中等田地)反當

肥料名	施用量	價格	窒素成分	磷酸成分	加里	摘要
大豆粕	一三貫	四、二〇	六、〇〇	一、五〇	一、五〇	元肥七貫 七月二十日
大豆粕細粉	一〇	三、五〇	六、五〇	一、三〇	一、三〇	元肥三貫 七月二十日四貫
硫酸アンモニヤ	二	一、二〇	四、〇〇	一	一	元肥七貫 七月末日三貫
過磷酸石灰	九	一、三五	一	一、三五〇	一	追肥 七月二十日五貫
硫酸加里	二	一、〇〇	一	一	九〇	追肥 七月末日四貫
堆肥	二〇〇	一	一、〇〇〇	四〇〇	一、一〇〇	元肥插秧七日前
計		一一、二五	二、八三〇	二、〇三六	二、三六	

施肥例二、(主肥料大豆粕萩町内輕砂土田地)反當

肥料名	施用量	價格	窒素成分	磷酸成分	加里	摘要
大豆粕	一七貫	八、四〇	一、五六〇	三、二二	三、二二	元肥六貫 七月二十日六貫
大豆粕細粉	七	九〇	三〇〇	一	一	元肥三貫 八月一日五貫
硫酸アンモニヤ	一五	三、〇〇	二〇〇	一、八〇〇	一	追肥七月二十日四貫
骨粉	七	一、〇〇	一	一	一、六〇〇	元肥
木炭	二〇	一、〇〇	一	一	一、〇〇〇	追肥七月二十日
未熟堆肥	二五〇	一、三〇	三、〇七〇	一、六三二	二、九二	元肥
計		一三、三〇	三、〇七〇	二、六三二	二、九二	

肥料名	施用量	價格	窒素	磷	酸	分	加里	摘
大豆粕	二貫	四、二〇	六〇	一五	一五	一五	一五	元肥 一夜風呂ニ浸シテ施用
棉實粕	七貫	三、五〇	三五	一五	一五	一五	一五	元肥
強過磷	六貫	二、七五	一	一	一	一	一	元肥
葉肥	二貫	一	一	一	一	一	一	元肥
堆肥	三〇〇	一〇、四五	一、五〇〇	六〇〇	一、八〇〇	三、〇六一	一、八〇〇	元肥
計			二、六五	二、一三				

施肥例三、(主肥料大豆粕萩町内山間部中等田地)反當

施肥例四、(主肥料鯨粕及大豆粕萩町内中等田地)反當

肥料名	施用量	價格	窒素	磷	酸	分	加里	摘
鯨粕	八貫	四、八〇	七〇	四〇	八〇	八〇	八〇	細粉トシテ七月二十日追肥
大豆粕	二貫	四、二〇	六〇	一五	一五	一五	一五	元肥
過磷石灰	六貫	九〇	一	一	一	一	一	元肥
木灰	二〇貫	一、〇〇	一	一	一	一	一	七月二十日追肥魚肥混合
堆肥	一五〇	一〇、九〇	二、二五〇	一、八三六	二、七三六	九〇〇	九〇〇	元肥
計			七、五〇	三、〇〇	一、八三六	二、七三六	九〇〇	

備考 鯨粕ノ代用トシテ鯨粕ヲ施用スルモ差支ナシ

施肥例五、(主肥料綠肥及鯨粕萩町内山間部中等田地)反當

肥料名	施用量	價格	窒素	磷	酸	分	加里	摘
柴草	四〇〇貫	一	二、〇〇〇	四〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	插秧前鋤込
木灰	六貫	三、三〇	五〇	二四〇	三〇	三〇	三〇	元肥
石灰	二〇貫	一、〇〇	一	一	一	一	一	元肥
石灰	二〇貫	一、二〇	一	一	一	一	一	追肥又ハ代掻キ
計			二、五〇〇	六四〇	三、六三〇	三、六三〇		

施肥例六、(主肥料大豆粕及棉實粕萩町内中等田地)反當

肥料名	施用量	價格	窒素	磷	酸	分	加里	摘
大豆粕	三貫	四、二〇	七〇	一五	一五	一五	一五	元肥 八月
棉實粕	一七貫	七、六五	九三	四三	二五	二五	二五	元肥 七月二十日四貫
硫酸アンモニヤ	一五貫	九〇	三〇〇	一	一	一	一	追肥 七月末日乃至八月上旬
硫酸加里	二貫	一、〇〇	一	一	一	一	一	元肥
過磷石灰	九貫	一、三五	一	一	一	一	一	追肥 七月二十日
堆肥	二〇〇	一	一、〇〇〇	四〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	追肥 七月下旬五貫
計			一、五、一〇	二、三三	二、五二	二、五二		

施肥例七、(主肥料紫雲英棉實萩町内中等乾田)反當

肥料名	施用量	價格	窒素成分	磷酸成分	加里	摘	要
硫酸アンモニヤ	二	一、一〇	四〇〇	—	—	元肥	追肥七月二十日
大豆粕	七	二、四〇	四五五	九	九	元肥	
過磷酸石灰	四	四、五〇	三、三五五	一、六九一	三、〇九一	元肥	
堆肥	四〇〇	—	二、〇〇〇	八〇〇	二、四〇〇	元肥	追肥七月十五日
硫酸アンモニヤ	一	五、五〇	二〇〇	—	—	全	
棉實粕	八	三、五〇	四〇〇	二〇〇	一、二〇〇	全	
草木灰	二〇	一、二〇	—	—	—	全	二月乃至四月頃迄に田面撒布 追肥八月上旬、撒布 追肥七月十五日 全 七月十五日 人糞を施し其の上に撒布
人糞	三五〇	九、〇〇	二、二五〇	四五〇	九〇〇	二月乃至四月頃迄に田面撒布	
全	一〇〇	一、五〇	—	—	—	追肥八月上旬、撒布	
過磷酸石灰	一〇	一、五〇	—	一、五〇〇	—	追肥七月十五日	全 七月十五日 人糞を施し其の上に撒布
硫酸加里	三	一、五〇	—	—	—	追肥七月十五日	
切藁	八〇	—	二、六五〇	二、〇〇〇	二、六五〇	人糞を施し其の上に撒布	
計		二、三〇〇	二、六五〇	二、〇〇〇	二、六五〇		

施肥例一、(主肥料人糞尿萩町内平地肥沃田)反當

肥料名	施用量	價格	窒素成分	磷酸成分	加里	摘	要
紫雲英	四〇〇	—	二、〇〇〇	四〇〇	一、六〇〇	花盛半乾燥鋤込	追肥七月二十五日二貫五 七月二十五日二貫五
棉實粕	二	五、四〇	六〇〇	三〇〇	一、八〇〇	元肥	
過磷酸石灰	二〇	一、五〇	—	一、五〇〇	—	元肥	
石	二〇	一、三〇	—	—	—	插秧前撒布	追肥七月二十五日五貫
堆肥	三〇〇	—	一、五〇〇	六〇〇	一、八〇〇	元肥	
硫酸加里	二五	一、二五	—	—	—	追肥七月十五日	
計		六、六五	二、七〇〇	二、一〇〇	二、九五		

施肥例八、(主肥料硫酸アンモニヤ及堆肥萩町内中等田地)反當

肥料名	施用量	價格	窒素成分	磷酸成分	加里	摘	要
硫酸アンモニヤ	六	三、三〇	一、二〇〇	—	—	元肥一貫五	追肥七月二十五日二貫五
過磷酸石灰	一〇	一、五〇	—	一、五〇〇	—	元肥五貫	
堆肥	三〇〇	—	一、五〇〇	六〇〇	一、八〇〇	追肥七月二十五日五貫	
石	一〇	六、六五	二、七〇〇	二、一〇〇	二、九五	元肥	追肥七月十五日
堆肥	三〇〇	—	一、五〇〇	六〇〇	一、八〇〇	元肥	
硫酸加里	二五	一、二五	—	—	—	追肥七月十五日	
計		六、六五	二、七〇〇	二、一〇〇	二、九五		

施肥例九、(主肥料堆肥萩町内中等田地)反當



以上の施肥例は萩町内何れの田地かに適用し得るものとして其の標準施肥例を示したるものなり實際當業者に於て實施せらるゝ場合は土質の状態稻の品種挿秧期の早晁灌排水の便否如何に依り或る一例を採用し之に手加減を要すること亦勿論なり而して該例の肥料價格は五月上旬に於ける萩町肥料店の小賣値段に依りたるものにして如何に自給肥料の施用に依つて肥料代の出費を軽減し得るかは之に依り良く判明する次第なり尙ほ此の施肥例に關し不合理の点もあらば御批判を乞ひ共に一研究せられたきことを希望す。

◎甘薯の挿し方に就て

萩町農會 森 田 技 手

萩の甘薯の大關は倉江諸及鶴江諸にして其の品質優良なる上に相當の收量が纏まり出荷さるゝを以て右來より有名なり而して季節柄之が挿秧の時期に直面せるに依り左に理想的なる改良水平挿法を揚げて參考に供する次第なり

甘薯の挿し方に付從來の慣行を調査せば

- 一、短切斜挿法 (二三節の切蔓を斜挿す)
- 二、釣針挿法 (釣針形に蔓を彎曲して挿す)
- 三、船底挿法 (船底形に挿す)
- 四、凸面挿法 (苗の中央を高く曲げて挿す)
- 五、波形挿法 (長蔓を其の儘波形に挿す)
- 六、複芽法 (育苗中摘心して複芽を伸長せしめ置き之れが複芽を水平に曲げて挿す)
- 七、水平挿法 (苗を水平に置き淺く覆土す)
- 八、理想的なる改良水平挿法

本法は水平挿法を改良したるものにして前記慣行挿法各種に比較して其の成績最も良好なるものなり先づ從來の如く山高の畦を設け之が頂端を平らになし一尺一二寸の苗を一尺二寸一尺五寸株間に配置し挿す

挿法は先づ左手を以て苗を取り右手の中指と中指とを以て畦頂に小穴を穿ち(深さは土地の乾濕に依り加減す)左手の蔓の基部を一、二節迄挿入し直立になす右手は根元を保持したる儘左手を以て苗を

前完全に山高の畦を設け置くこと

へ、普通の土地にて直立六七分(一、二節)水平にせし上部の覆土一分五厘乃至二分内外の厚さを適當とす

◎投書函 (越ヶ濱明神池に就て)

◎笠山見學致し候處別に參考となるべき説明書もなく折角の登山口の料金徴集も宜敷存じ候得共結局其の價値なく萩町としては少し姑息過ぎる様感じ申候先づ料金徴集の正否は第二段とし山頂に於て何時の時代に噴火致したか山麓の石ころ山は如何なる作用に依り出來たか熱帶寒帶の草木は何所に繁茂するか等々専門的知識なるものが登山者の後學の資料と相成ものかと存じ候

右の立札は明神池に一つ噴火口に一つ必要かと存じ候登山道の途中モチの太木の在る處より右に見ゆる石山へ通ずる道路の開設も必要かと存じ候商用の途次寸暇を得登山仕り所感の一端披陳申上候

大阪市 關 生

一定の方向に水平に倒し同時に右手を以て株間の土を取りて苗の跳ね返らざる程度に薄く土を覆ひ置くなり而して其の際は可成葉を損じ或は埋没せしむることなき様注意し苗の先端三節位を出し置くべし斯くせば蔓上の土は時期を経るに従ひ流れ落ち表面より薄く露出し各節より複芽伸長し同時に水平なる各節より結露し收量極めて多きものなり

今本法を行ふ上に於て特に注意を要すべき事項を示せば

- イ、苗は一尺以上十節内外のものを用ふること
- ロ、蔓は切り取り一兩日貯藏(暗くして風に當らざる處)し置きたるものを用ふること
- ハ、直立せしむる深さは土質により參酌すること(乾燥地は深く濕地は淺く)
- ニ、水平にせし場所の覆土の深淺は前記同様土質に依り參酌すべく深きに過れば結露不良なり(若し收獲の際直立せし節に結露し水平の部に結露せざるときは覆土深さを示すものなり一二回試験の結果之が深淺を加減せば頗る良好なり)
- ホ、挿植後中耕土寄せするが如きは良しからず堆植

◎萩は全般に渡つてよく整つてゐる。人情の厚いには感謝せざるを得ない。

◎感謝

◎五月九日山口縣社會課より公益質屋便覽一部を寄贈せられたり其の厚意を感謝す

◎五月二十八日阿武郡教育會より「家族制度と家庭教育」一部を寄贈せられたり其の厚意を感謝す

◎萩城趾の碑文

正二位勳二等公爵毛利元昭篆額

萩城者入道權中納言從三位大江朝臣毛利輝元卿所創築也慶長九年起工十三年成其城廓東西凡九町南北凡六町當時藩主秀就君猶幼及長有所修補爾後爲毛利氏歷世居城傳至十三代孫敬親卿常留意外患文久三年奉勅擊外艦干赤間關因軍事便宜假移居周防山口無幾大政維新乃察内外形勢請奉還版籍朝廷聽之更定藩

制明治四年遂廢藩置縣萩城始廢唯存古趾而已今茲毛利公爵新建此碑使豫錄其興廢顛末以傳於後云

大正八年十一月

正二位勳一等子爵杉孫七郎撰  
正六位勳五等高島張輔書

◎南園館由來記(萩高等女學校内建物)

明和二年(紀元二四二五年)後櫻町天皇の御宇徳川十代將軍家治の時正月毛利重就卿(英雲公とも稱し元就卿より十代目)の代に和智九右衛門屋敷及其の外を買上げ河添屋敷を設けらる。後の八丁御殿の西南隅に當る  
明和二年六月小幡五郎左衛門屋敷を抱地として藥園を設置し之を藥園屋敷と稱す表三十間入二十間あり水邊形勝の地なるを以て館舎を修築して藩公遊息納涼の所となす。明和五年三月南園御茶屋と改稱し後八丁御殿と改む明和年間南園内に絹織所を設置し安永八年(紀元二四三九)六月之を民業に移す。

天保十一年(紀元二五〇〇)年仁孝天皇の御宇九月毛利慶親卿(忠正公のこと元就卿より十六代目)の代に南園内に醫學所を設け濟生堂又好生堂と稱へ後好生館と改稱す其の後之を明倫館内に移す。同年慶親卿南園内に西洋學所を設置す安政六年七月博習堂と改稱し元治元年七月山口博習堂に合併す(慶應元年四月之を三田尻海軍學校へ合併明治元年正月洋學塾と改む)安政三年(紀元二五二六年)孝明天皇の御宇十月

一月慶親卿邸内に製藥所を設け土屋養哲をして洋式藥物を製造せしむ  
萬延元年(紀元二五二〇)年八月慶親卿硝子製造所を南園内に設置し吉田宰判江舟山の水晶石を以て原料とす而して江戸硝子師西宮留次郎及其の弟子大阪人長藏を招き其の職工とす西宮等は文久二年江戸に歸る。

文久元年(紀元二五二二年)八月慶親卿萩にて造る所の硝子器猪口十五盃臺一鉢三小皿二十を朝廷に進獻す朝廷之を嘉納し給ひ中秋觀月御宴の用に供せらる全年全月慶親卿南園邸にて寫眞術を試みしめ山本傳兵を其の主任となす

文久三年受銅所を南園内に設置せしが元治元年二月沖原鑄造場内に之を移す

以上述ぶるが如く維新前に於ける本藩科學の研究實驗は多く此の構内に於て行はれたり尙忠正公は幼時此の所にて生立たれ元昭公は慶應元年二月七日こゝにて誕生せらる。また忠正公の再從妹にして徳山藩主毛利元蕃卿の正室たりし八重姫(貞松院)は明治二年の頃より同三十三年三月二十九日八十一歳にて卒去するに至るまで餘生をこゝにて送られたり。明治四十五年萩町は南園の土地建物一切を金五千圓にて毛利家より譲受く同年阿武郡立高等女學校を園内に設置す萩町は郡に對し無償にて土地を貸附し建物を寄附して郡立女學校の附屬とすこれより其の舊御殿建物を南園館と稱す  
大正十二年四月郡立女學校が縣に移管せられたる後も土地は無償にて縣に貸付し南園館は依然縣立萩高等女學校の附屬として特に設けられたる資金に依り之を維持し今日に至る。

●時の記念日

守重哲雄氏寄稿

◎今月十日は時の記念日であることは萬人周知の筈である、而も事實遺憾ながら私的會合だけでなく、分的集會に於ても未だ本當に其の勵行が普及して居らぬ

◎今は時間尊重の觀念鼓吹と共にサイレンを標準に全町各戸の時計を均一に又た正確に合せることが必要である、そして御互に緊張した氣持で己が職務を努めませう。

◎諸君は已に熟知のことゝは察しますが面白く作くられたる時の童謠と併せて聖蓮如の教訓を引用し尙ほ私の所感と實行とを告白しませう。

一、童謠

時、時、金、金、時は金

金は再び得られても

時はめつたに歸らない

時、時、金、金、時は金

時は金より尊いぞ

×

時、時、金、金、時は金

金は力で動いても

時は勝手に移せない

時、時、金、金、時は金

時は金より重たいぞ

×

時のおぢさんおかしなおぢさん

年が年中スタコラサツサ

待つてくれおぢさん、おぢさん待つて

いくらよんでも、なんぼたのんでも

御耳はつんぼで御足はたつしや

×

今日はしつかりこと、おぢさんの肩くまで

學校へ汽車場へ、スタコラサツサ

何處へ行つても、トントンびよし

いくら暑くても、なんぼ寒くても

かわいおぢさん、平氣で走る

二、聖蓮如の教訓

佛法には明日と申すことあるまじく候

◎五月中萩町日誌

(本月中報登載外のもの)

佛法の上には明日の事を今日する

やうに急ぎたること賞翫なり

三、私の所感と實行

私は早起早寝主義を實行し、且つ五時間就寝する、早起は新鮮なる空氣を吸ひ頭腦の明晰さと能率の進捗さを痛切に感ずる、又た早寝は長時間活動したる身心の疲勞を回復するに最も有効だ

エジソン翁は三時間程の睡眠だが私はそうまででは出来ぬ、けれども五時間短くても深く眠むれば充分である、

「時は金なり」とはフランクリン氏の言だ、然しながら私は「時は生命なり」と言いたい、人生五十年否現代日本人の生命は男四十二歳女四十三歳の平均である、而して其の生命は即ち時の流れである、此の流れの連続する間が吾人の生命の保持である、而して其の流れが切れたときが生命斷絶となる、死は即ちそれだ、かうした大切な時、時は生命なり、然れば時間の空費濫用は畢竟時間の殺生と云はねばならぬ時なる哉、時なる哉、生命てふ時を能く活用し善用しませう (畢り)

- 一日 午前十時樓上に於て本縣主催家屋賃貸價格調査主務吏員集會開催
- 十日 午後二時樓上に於て北古萩信用購買販賣組合に係る勞資者の懇談會開催
- 十一日 室積町に於ける山口縣町村長集會總會に當町々長代理として金子助役出席
- 十五日 午前十一時樓上に於て西部水産大會に關する協議會開催
- 十八日 午後二時樓上に於て海軍記念日行事に付協議會開催
- 十八日 午後二時廳内に於て第二回腸チブス豫防注射施行
- 二十日 午後一時半樓上に於て西部水産大會に付打合會開催
- 二十一日 午後二時より小原區公會堂に於て小原區戸主主婦農事及納稅各集團の總會開催に付林町長臨席

- 二十五日 午前十一時縣社松陰神社春季例祭執行に付金子助役參向
- 二十七日 萩小郡間鐵道敷設に付打合會の爲林町長山口建設事務所に出頭即日歸廳
- 二十八日 西部日本水産大會へ出席の爲林町長山口市へ出張即日歸廳
- 三十日 行啓記念日に付滞りなく本年の行事を行ふ越ヶ濱區行啓記念會開催に付林町長臨席

◎昨年の今月今日 (五月)

- 三日 本日より十二日間町公會堂に於て籐表講習會開催
- 五日 第十一回萩商業學校開校記念式舉行
- 八日 上野驛に於て田中首相遭難(見舞電報を發す)
- 十一日 十一、十二兩日嘉年村に於て阿武郡町村長集會開催
- 十四日 町會(昭和三年度一般會計並特別會計歲入出追加豫算爲)招集

- 全 萩町臨時出納検査執行
- 十五日 行啓記念日の行事に關し町内神職の協議會開催
- 二十三日 久原房之助氏遞信大臣に任せらる町會の議決を経て祝電發送
- 二十五日 縣社松陰神社例祭執行
- 全 町公會堂に於て區長集會開催
- 二十七日 軍艦大和入港二十八日夕刻出港
- 全 第五師團長徵兵事務視察の爲來萩
- 二十八日 町公會堂に於て久原遞信大臣親任の祝賀會を催す
- 三十日 第二回行啓記念日に付吏員集合東方遙拜を爲す
- 全 夜間町公會堂に於て行啓記念講演會並門鐵の活動寫眞會を催す
- 三十一日 明倫校に於て萩町聯合青年團及處女會の總會を催す

◎船舶職員養成講習會  
講習生募集

- 一、主催者 萩町
- 一、目的 臨時船舶職員試験受験準備の爲講習會を開設します
- 一、科目
  - 甲板部
    - 1、漁船丙種運轉士
    - 2、漁船乙種二等運轉士
    - 3、小形船丙種運轉士
    - 4、小形船乙種二等運轉士
  - 機關部
    - 發動機船三等機關士
- 一、講習會々期と臨時試験執行期
  - 講習は甲板部及機關部共來る七月二日より七月二十二日迄三週間
  - 臨時試験は七月二十三日より執行さる、筈
- 一、講習會場及臨時試験場所
  - 萩町公會堂(萩町唐樋町)

一、講師

- 甲板部
  - 山口縣水産試驗場地方農林技師 塩澤虎馬雄氏
  - 機關部
    - 大日本水産會漁船々員養成所
      - 技師 小茂鳥豊三郎氏
- 一、講習料 受験者 金五圓
  - 其の他の聴講者金貳圓五拾錢
- 一、申込期日 受講希望者は七月一日迄に講習料を添へ口頭若は書面を以て科目住所氏名生年月日等を萩町役場勸業課若は阿武郡發動機漁船組合へ申込まれたし
- 一、受験者へ注意
  - 臨時船舶職員試験受験申請の手續は全部本會に於て取扱ひ致しますから受験者は左の事項に付御留意下さい
  - 1、最近の戸籍謄本(四月二十五日以降の分)が必要でありますから講習申込と同時に提出して下さい
  - 2、市町村長の身分証明書が必要であります

原籍地が遠距離であれば往復郵送に日数を要しますから速に本會係員より身分証明の用紙を受取り原籍地市町村長の証明書をとり寄せ提出して下さい

3、乗船証明書、船舶証明書、船主印鑑証明書が必要でありますから乗船履歴書等は速に係員に申出下さい

4、最近の寫真一枚必要であります寫真は台紙を貼付せざるものを提出して下さい

5、身体検査試験は第一に視力聴力が完全でなければなりません尚ほ甲板部職員に在りては色盲の者も不合格となりますから御留意なさい

6、一箇月貳拾圓内外にて下宿さるゝ宿泊所もありますから御希望に依り周旋致します

7、其の他の事項は萩町役場勸業課に就き御承知下さい

昭和四年六月 日

山口縣萩町主催船舶職員養成講習會

### ●講習生募集

防長木炭同業組合に於ては検査員養成の爲左記要項に依り講習生募集に付希望者は來る六月二十五日迄に山口市防長木炭同業組合に到着する如く願書を提出せらるべし

記

一、講習生は左記の資格者たるを要す

イ、高等小學卒業者又は是れに同等以上の學力あるもの

ロ、年齢二十五才以上四十才未満にして家事の係累なく他郡村に於て就職差支なきもの

ハ、二ヶ年以上製炭事業に従事したるもの

二、願書(様式適宜)には履歴書及戸籍謄本を添付すべし(願書出願、期限は昭和四年六月二十五日限り)

三、願書、履歴書等に就て調査の上適當と認めたるものに對し本組合に出頭を命じ更に採用試験を行

ひ(學力、製炭技能、体格等)此の試験に合格したる者を以て講習生となす採用人員は三十名の豫定

(採用試験は六月末日頃の豫定)

四、講習會は七月中に開催し期間は三週間とし(講習科目は定款諸規程、林業大意、製炭法、木炭検査法等)終了試験に合格したるものに修了証書を渡し検査員欠員の場合に成績優良なるものより順次採用す

### ●稻の人工交配に就て

萩町技手 成 澤 廣

人江交配を稻麥に應用して品種の改良を始めたのは極めて新しい事であつて我國にては元本省の農事試験場畿内支場などが恐らく其の嚆矢であらうと思ふ畿内支場で秩序的に稻及麥の人工交配を始めたのは明治四十一年頃からである然し最近品種改良に關する學理と其の實驗とは諸學者に依つて益々等深淵を究める様になつた結果として今日では各地到る所で品種の改良を實行する様になり而も相當の成績を擧げつゝあることは國家の爲慶賀の至りと言はねばならぬ

現今品種改良法として最も一般的に普及應用せられて居るのはニルソン氏の唱導に係る基本種の分離で雜駁な多數の基本種中より最も優良の基本種を取り出す方法であつて普通に型の分離とか純系栽培とかいふのは畢竟此の方法なのである而して最も簡單で一般に應用し易しくて且つ其の効果が比較的著しいといふ得点はあるけれども其れと同時に又改良の範圍の狭いと云ふ欠点がある例へば雜駁十一品種から一度分離した基本種の形質を人工的に自由自在に品質を上昇せしめたり病虫害に對する抵抗力を附け加へるとか有芝種を無芝種にしたり或は早稻を中稻にしたり中稻を晩稻にするに云ふことは或る程度までは絶對的に出来ないこともなからうけれども先づ不可能と云つても宜しい位である改良の目的が茲に至つては人工雜種法に依らねば到底完全な効果を收めることは出来ない假りに形質の相異つた二品種の交配を試みるとF<sub>2</sub>即ち第二代目は必ず兩原種の固定性が破壊されて出穂期が早中晩に亂れ長稈のもの或は有芝や無芝も出ると云ふ風に種々雜多の形質に分離するそこで其の多數中から自分の希望する形質

の稻を取り出し逐年淘汰を重ねて固定せしむるのであるから型の分離などに較べて改良の範圍が余程廣くそれだけ有望なる改良法である然し人工雜種も或る廣い意味から見れば矢張り型の分離と同様の結果になつて來る例へば彼の神力稻の如き其の發見の當初は僅か一株で極單純のものであつたそうだが現今では六十萬町歩以上の廣大な栽培面積を有し覇を振つてゐるが熟期の早晚草丈の長短芒の有無其の他及葉の長短分蘖の多少米質の良否等あらゆる特性に變化を起して同じ神力なる名の下に多數の系統に分れて居ることは誰れでも認めてゐる所である殊に同一田面に此の事實を目撃することは敢て珍しいことではない然らば斯る多數の系統は如何にして生じたるか云ふに自然雜種が確か其の一因を爲してゐることは明かである普通之を單に品種の雜駁と見做し之に型の分離を行ふて固定せしめるのであるが斯る場合に自然雜種は型の分離の基礎をなしてゐることは想像に餘りあるのである然しながら自然の交配は其の遅々たるものであるから型の分離の基礎を茲に求めんよりは寧ろ一步進んで人工交配によることが最も

捷徑であらうと思ふ  
元來品種の改良は一朝一夕にして其の効果を擧げ得ることは困難なるのみならず現今斯の事業に従事してゐるのは僅かに農林省農事試驗場及府縣立農事試驗場中の主なるものゝみに過ぎないのであるから容易に其の實を擧げ得られそうにも思はれない仍て今後益々進んで最も優秀なる新種を作り出さねばならぬ單に稻に限つた譯ではないが優良種は何時何處で發見せらるゝかも知れない一例を擧ぐれば現時關西で覇を振つてゐる彼の神力稻は兵庫縣揖保郡の一角中島村の老農九尾重次郎氏に依つて發見せられたことを思へば單に一小區域の試験田を操つてゐる農事試験場にのみ全然依頼して安閑とすべきものでない更に吾々農民も擧つて品種改良の事業に當る覺悟を持たねばならぬと思ふ然し人工雜種法に依る改良法となるに多少の技術と學理とを要するから甚だ困難な様であるが現に山形縣の二三實業家は自作田の一部を利用して多大の趣味を以て自分で盛んに人工交配を行ひ既に二三優良な固定種を生して居るの事實を見て左程の難事でもないことが明かである

斯くの如き例もあること故當業者も進んで是等の方法を以て努力せられんことを望むのである然らばこの人工交配は如何にしてすべきやと云ふに先づ第一に改良の目標を立てねばならぬ即ち純系になつた品種を之に交配して其の欠點を補ふことである例へば雄町は多少芒がある爲に調査上に困るから都と交配して無芒の雄町を作りたいたか神力は稻熱病に對して非常に弱いといふ欠點があるから龜法とか新關取などを交配して神力型で耐病性の品種を作りたいた云ふ風に改良の目的に向つて雜種を行ふのである茲に又注意せねばならぬことは相關 Correlation であるので或る場合は改良の目的を制限せらるゝものである例へば雄町は草丈が余り高い爲に極度の多肥を施すと直に倒伏する虞があるそこで雄町の草丈を短かくしたいといふ目的で神力と交配して草丈分蘖力は神力型で穂の太さ米の品質及粒の太さは雄町位といふ撰擇條件の下に理想の新品種を作り出そうと思ふても仲々易く出來るものではない相關とは即ち草丈が神力の様に短くなれば穂長も之に伴ふて短くなり穂が短くなる粒も又雄町の様な大粒のもの

は殆んど出來ず又は收量が増せば品質が悪くなる云ふ關係が形質相互の間に存してゐることを云ふのである而して人工交配は其の名の如く自然に逆つて人工で以て交配せしむるのであるから其の方法は至極簡單であるいざ實際にやるとなると隨分失敗が多くて困難する人達も少なくない而して其の失敗の原因は稻の出穂當時に於ける籾の構成開花受粉の受胎、子房の發育などに對し緻密なる觀察に乏しいからである例へば籾は如何なる部分に依つて如何なる風に構成されてゐるか一穗に於ける開花順序は着粒の位置に依つて如何なる風に變るものであるか又開花時刻は何時頃であるか開花期に近きものと又一日以上の餘裕ある籾と其の色合に如何なる相違があるか籾の色大さ及位置などはどう變るものであるか受胎後は柱頭の光澤子房の大きさなどに如何なる變化を來たすものであるかと云ふ様なことに對し充分緻密なる觀察を遂げて置けば容易に成功するものであるが然しある場合には完全に受胎したと思ふて喜んで居つても悉く自花受精であつて意外の失敗を招くことが往々あるそれもまだ優性劣性の形質が鑑別する

この出来るものならば幸であるが若し形質が互に相似寄つて居る場合例へば都と白玉などを雜種した場合一代F<sub>1</sub>の草本を見て果して完全に交配されてゐるものであるか否かを鑑別する能はずして痛く困難することがあるそれ故に人工交配は如何なる方法を探るも必ず自花受精を完全に防ぎ得る方法でなければならぬ以下自分の行ひ来りし人工交配の概略を記することに若し讀者諸君の御参考の一助ともなれば幸甚の至りである

人工交配の方法

2、準備

交配の準備として先づ交配用具を揃へなければならぬ普通之に必要なもの次の如し

- 一、蠶体解剖用の攝子
  - 二、全 鉢
  - 三、パラピン紙の縦四寸位巾一寸位の袋
  - 四、袋を結び付ける糸
- 攝子は切り開く籾の中から葯を取り出すのであるから可成先端の細い弾力の余り強くないものが却て使ひ易い又鉢は籾の切開に用ゆるのであるからよく切

れさねすればそれで充分である麥の交配の場合は及も必要であるが稻の場合には殆んど用ひない

B、交配用の母本

交配用の母本は豫め優性劣性の相對形質に鑑みて明瞭な劣性形質のものを母として交配する必要がある例へば神力と雄町とを交配する場合に神力は雄町に比べて草丈が短かく且つ無芒であるからこの場合には雄町が優性で神力が劣性である故に神力を母とし雄町を父として交配すると其の第一代F<sub>1</sub>には必ず優性に現はれて雄町と畧ぼ同じ様な稻が出来るとある夫れが若し雄町が現はれずして母の神力の様に草丈も短かく芒も全く現れないとすれば之れ全く自花受精か何かの原因に基きたるものなることが知れる又粳と糯の場合には普通糯を母にして粳を父にするのである斯くすれば糯米が受胎成熟すると臘白不透明であるべき糯米は爲に透明な粳米の如くに變化するが故に年内に交配せしや否やを知ることが出来るこれを普通キセニヤ現象と云つてゐる今日迄知られてゐる相對形質の優劣の明瞭なものを掲ぐれば左の如し

形質	優性	劣性
草丈	長型	短型
葉色	紫	綠
全	綠	黃
芒	有芒	無芒
籾先、芒の色	紫黒	赤
全	赤	綠
雌蕊色	紫	白
玄米	粳	糯
全	赤皮米(赤米)	白皮米
護欸	短欸	長欸

普通吾々が實用的に交配すると云ふ場合には以上の名の形質を念頭に置いて居れば充分であらう母本は豫め圓筒(ポット)とか植木鉢などに移植して成長させたものを用ひてもよいけれどもそれは成育中に手数を要することが多いから近時は左様な方法を探らない普通にやつてゐる方法は田圃に一本植をしてある中から母本として適當な出穂加減の株を日没とか早朝の低温で蒸發の最も少ない時刻に鎌の類で株の周圍を切り巡らして堀り取り圓筒が植木鉢の

類に直ちに移植するのである而して移植した稻は株の堀取りの際に根を切斷したから當然従前の様に盛んに吸収作用を營むことは出来ないそこで莖葉面の蒸發と吸収作用とは其の均衡を失つて萎はから移植と同時に必要以外の莖は悉く切除して三四本位に止めるのである然し初めから圓筒栽培をやつてあるものは斯くする必要はないけれども受粉の際に花粉を飛散させて他花交配を起させる原因となつたり其の他施術などの邪魔になる場合が多いから矢張り三四本位に止めて置くのが宜しからう

C 交配の場所

稻は高温な炎天直下で開花受胎を全ふするものであるから全交配の場合でも交配の場所は何所でも構はない様に考へられるけれども仲々そういふものではない人工交配は自然の場合と違つて未だ葉鞘中に包まれて保護されてゐる幼稚な軟かい籾を變化の多い外界に引張り出し尙ほ且つ之に鉢を加へて去勢を施すのであるから此の場合必ず自然に於けるが如く人工を以て保護を加へてやらねばならぬことは當然である試みに彼の幼稚なる籾を高温な而も直射光線の

下で去勢受粉を行ふと一溜りもなく白穂となつて枯れて了ふ故に高温な殊に直射光線の當る處は絶対に避けなければならぬ可成低温にして冷涼なる日蔭とか室内などがよい更によいのは土間室を利用して冷水を撒布し絶えず冷涼に保てる所である田圃から堀取つて来た母本は直に此の冷涼なる場所に移し去勢受粉を終つて受胎後子房が或る程度に發育するまで矢張り此の場所に置くのである

D 去勢法

去勢法は又除雄法とも稱し開花に先立ち雄蕊を取り除く施術を云ふのである稻は大概開花と畧ぼ同時に受粉作用が行はれるものであるから去勢の時期は稲に就て云へば開花より少くとも一晝夜前に行はねば往々自花受精の虞が伴ふ又稀には低温降雨等の爲天候が著しく不良な場合には當日開花すべき筈ので稲でも爲に開花せずして完全に受精作用を全ふする場合がある斯る場合には籾の發育程度に充分意を用ひなければならぬが一般に云へば籾がまだ葉鞘内に包まれて保護を受けてゐる中に最も安全で病氣とか其の他特別の事情とある外は殆んど自花受精の危険は

著して施術に不便なるもの等遠慮なく適宜缺で摘み去りて普通一穂に十粒か二十粒を残すのである一穂が終れば他の穂に順序移り一株中に二穂か三穂位交配に用ひて必ず一穂を残すのである此の一穂は去勢を施さずして直ちにパラピン紙張り袋を被せて自花受精をやらせる是れ雜種F<sub>1</sub>以後數代に涉り雜種の原種として栽培するのでつまり雄本と共に母本の純系種子を得るが爲である去勢用の稻株はは室の片光線の射す窓際に置いて籾を透視すると葯裏の位置などは明かに知ることが出来る若し此の際葯の位置が籾の上端近くに達してゐるとそれは開花期に極接近してゐるのであるからかゝる籾は危険なものと見做して摘み去らねばならぬ次に籾の切開法であるが是は色々各自特有のやり方があらふけれども要するに籾(穎)を切ると云ふ事は蒸發と密接な關係を有してゐるものであつて殊に雌蕊は此の穎によりて全く保護されてゐるのであるから一朝此の穎を切り去れば忽ち雌蕊は外の影響を受けるのである故に可成保護を兼ねて蒸發に影響を及ぼさぬ方法でなければならぬ然し乍ら人工で相當の保護さへ加ふれば穎は内

ないものである然し乍ら如何に安全であるからと云つても程度問題であつて極端に幼稚な籾に去勢をやると爲に外界の急激なる變化に耐へずして忽ち枯死するものである然らば去勢に最も適當な籾は如何といふに今日はまだ葉鞘に包まれて保護を受けてゐるけれども明日頃は葉鞘外に出ると云ふ位で外界の變化に對して抵抗し得る丈の準備が出来てゐるけれども葯が未だ成熟の程度に達してゐない籾である夫れ故母本の出穂程度を見て穂先の一二粒位が葉鞘外に現はれて居るものなれば缺で葉を摘み去り葉鞘を縦に裂き穂を取り出し穂先の方の穂は去勢用にすゝる爲之を残し穂元の籾は悉く除き去るのである又穂が半以上も出穂してゐるときは葉鞘内に包まれてゐる穂元の部分の籾を去勢用に供すべきである然し一般から言ふと穂元の方に屬する籾は不完全粒が多いから何れかと云へば出穂間際に於ける穂先の籾を用ゆるのがよい様である斯くして残された籾は各小穂に付更に適宜に間引をしなければならぬ例へば開花の順序籾の發育程度などに鑑み余り開花に接近して危険であると思ふもの幼稚なもの發育不良なもの密

外共に基部より切り去つても完全に交配の目的を達することが出来る普通吾々のやつてゐる方法は缺で籾の外穎の方の側面だけを護穎の先端部位を境として縦に切り開き而して其の切開部から六ヶの葯裏を撮子で挟んで軽く取り出すのである斯くして去勢が終ると一穂毎にパラピン紙張りの袋を被ふて花粉の他から飛びかゝらぬ様にして三晝夜間位放置し受粉の時期を待つのである從來やり來つた方法は簡單に籾の上部約三分の一位の處から横斷して更に外穎の方を斜に少しく切り下げ葯を取り去つたのであるが此の方法は簡單でやり易いけれども柱頭が乾燥し易い爲に去勢後三晝夜も放置すると大いに受胎歩合を減ずるから余りよい方法とも云へない前法の籾の側面を切開すると外界作用の影響を受けることが少ないから受胎の歩合が逆によい様である此の場合若し内穎の側面を縦斷して交配を行へば受胎後子房の發育を始めると粒の維管束は内穎粒の背部の方向にあるから發育と同時に切口の穎外に伸出して其の粒形が曲玉狀の不正形になるから外穎の側面を切開するのである(以下次號)



### 振替貯金の御利用を希望

萩町役場に對し遠隔地から戸籍、寄留簿の謄本抄本  
其の他書類の交付を請求し又は租税金を送納せらる  
ゝ場合は手數と費用を省く爲萩町役場振替貯金口座  
下關第一一七三六番へ其の手數料に返送郵便料を添  
へたる金額又は租税金を拂込んで下さることを希望  
致します

### ◎納税のすゝめ

本月の納税金は縣稅家屋稅及町稅同附加稅  
の二種であります其の納期は何れも月末と  
なつてゐますが皆様の便利を計り左の通出  
張徴收を致します

六月廿八日

木間 小學校

山田 信用組合

玉江 浦說教所

椿 信用組合

椿 東記念館

積善信用組合雁島支部

鶴江 公會堂

小畑 浦公會堂

越ヶ濱 中善寺

六月廿九日

昭和四年六月

萩町 稅務課

### ◎敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の專屬技術員として普通農事  
一人果樹園藝一人林業一人水産業一人の外に囑託技術員  
として養蠶業一人を置いております是等の人達は全く机  
上の仕事を爲す者では無く町内當事者各位の奉仕せらる  
ゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體と  
して居るものであり皆様が之を御利用下さればこそ萩町  
の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は  
御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申下さい  
勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様  
致します敢て御利用を望む

尙ほ右技術員の人達が町内を巡回の際皆さんの田畑園地  
其の他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あること  
は約葉書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲げ  
置き御注意を促すこと致しておりますから右様御承知  
置きを願ひます

萩町 勸業課

公 告

萩町で奉仕してゐる庶般事務の概況を廣く皆  
さんにお傳へ致しそしてより良く萩町の現勢  
を理解して戴き町將來の福利増進に資せむが  
爲毎月一回此の月報を發行することゝしたの  
であります又毎號共區長役場の方から皆さん  
のお宅へ回覧の取扱ひをされますから其の際  
は萩町の爲進むで御精覽の上成るべく早くお  
隣りへ御廻しを願ひます  
尙ほ印刷實費一ヶ年分金貳圓拾六錢を御納め  
になれば別に此の月報をお配りすることゝし  
ておりますから其の旨を萩町役場又は區長役  
場まで御申出下さいませ

萩町庶務課

昭和四年六月十三日印刷  
昭和四年六月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷者 荒瀬 徳 治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所 信清舎印刷所